

- 法人税法施行規則の一部を改正する省令（**財務四三**）
- 地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（**同四四**）
- 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同四五**）
- 防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令（**同四六**）

四 一 署 囁

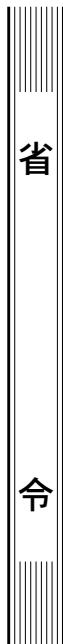
〔省 令〕

目 次



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

省 令



○ 財務省令第四十三号
法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令
を次のように定める。
令和七年四月十四日

財務大臣 加藤 勝信

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十号）の一部を次のとおり改正する。

第111条第1項中「別表十九付表」を「別表十付表」に、「別表十一」を「別表十二」に改める。

第六十一条の1第11項及び第六十一条の4第11項中「別表十四付表まで、別表十五、別表十六」を「別表十四付表」まで、別表十四付表から別表十六付表まで、別表十八、別表十九」に改める。

別表一の表中「(26)の15%又は19%相当額」や「(26)の15%、17%又は19%相当額」に改め、同表の記載要領第九号後段を次のとおり改める。

この場合において、法第66条第6項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に規定する中小通算法人に該当する内国法人（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）又は通算親法人である協同組合等のうち令和7年4月1日前に開始した事業年度において租税特別措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受けるものにあつては「(1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は」を消し、その他の内国法人にあつては「又は(別表一付表「5」)」を消すこと。

別表一の記載要領第九号(1)中「(各事業年度の所得に対する法人税の税率)」を「人格のない社団等 租税特別措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける場合には「又は19%」を消し、その他の場合には「15%又は」を消すこと。」や「人格のない社団等」に改め、同号(1)中「もの」「又は19%」を消すこと。や「もの」に改め、同第十号を削り、同第十号を同第十号に改め、同号の次に次の1号を加える。

11 「(26)の15%、17%又は19%相当額(29)」の欄の記載に当たつては、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1) 第9号(1)に掲げる法人（通算法人を除く。） 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度 租税特別措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)(1)」の欄の金額が10億円（当該事業年度が1年に満たない場合（同法第66条の11の3第4項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）には、10億円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。イ及び(3)イにおいて同じ。）以下であるときは「、17%又は19%」を消し、同法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15%、」及び「又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

ロ 令和7年4月1日前に開始した事業年度 租税特別措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合には「、17%又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

(2) 通算法人である第9号(1)に掲げる法人 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）附則第39条（中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置）に規定する経過事業年度（口において「経過事業年度」という。）を除く。）「15%、17%又は」を消すこと。

ロ 令和7年4月1日前に開始した事業年度（経過事業年度を含む。） 租税特別措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合には「、17%又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

(3) 第9号(2)に掲げる法人（通算法人を除く。） 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度「所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)(1)」の金額が10億円以下である場合には「、17%又は19%」を消し、その他の場合には「15%、」及び「又は19%」を消すこと。

ロ 令和7年4月1日前に開始した事業年度「、17%又は19%」を消すこと。

(4) 通算法人である第9号(2)に掲げる法人「、17%又は19%」を消すこと。

別表一付表の記載要領第一中「うち」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の」を加える。

別表1の11の表中 「(12)の15%又は19%相当額」 を 「(12)の15%、17%又は19%相当額」 及び 「(31)の15%又は19%相当額」 を 「(31)の15%、17%又は19%相

当額に改め、同表の記載要領第1号中「第10号」や「第12号」に改め、同第六号後段を削り、同第十1号を同第十11号とし、同第八号から第十号までを11号ずつ繰り下け、同第七号を同第六号とし、

同号の次に次の1号を加える。

9 「(31)の15%、17%又は19%相当額 (33)」の欄の記載に当たつては、第6号に規定する外国法人の次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度 租税特別措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」) (21)」の欄の金額が10億円以下であるときは「、17%又は

19%」を消し、同条の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15%、」及び「又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

(2) 令和7年4月1日前に開始した事業年度 租税特別措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合には「、17%又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

別表1の記載要領第六号の次に次の1号を加える。

7 「(12)の15%、17%又は19%相当額 (14)」の欄の記載に当たつては、前号に規定する外国法人の次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度 租税特別措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」) (1)」の欄の金額が10

億円（当該事業年度が1年に満たない場合には、10億円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。(1)及び第9号(1)において同じ。）以下であるときは「、17%又は19%」を消し、

同条の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15%、」及び「又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

(2) 令和7年4月1日前に開始した事業年度 租税特別措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合には「、17%又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消すこと。

別表11の表中 「留保控除額 (別表三(一)付表一「33」)」 を 「留保控除額 (別表三(一)付表一「34」)」 に改め、同表の記載要領第11号中「別表十(六)「15」」や「別表十(七)「15」」に改め、同表11

号を削り、同第四号を同第11号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。

別表11付表1の表を次のものに改める。

別表三(一)付表一 特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名	
積立金基準額の計算	期末資本金の額又は出資金の額 同上の25%相当額 期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」) - (別表三(一)「10」) 期中適格合併等により増加した利益積立金額 適格分割型分割等により減少した利益積立金額 期末利益積立金額 (3) + (4) - (5) 積立金基準額 (2) - (6) 定期額基準額 2,000万円 × $\frac{1}{12}$	1 2 3 4 5 6 7 8	円	通算法人の所得基準額控除額 (別表三(一)付表二「17」) 他の法人の株式又は出資の基準時の直前に おける帳簿価額から減算される金額 (別表八(三)「13」の合計額) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別 控除額 (別表十(三)「43」) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」) 特許権等の譲渡等による所得の特別控除額 (別表十(五)「12」) 沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域にお ける指定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「15」)又は(別表十(二)「10」) 沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域にお ける指定法人の要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「16」)又は(別表十(二)「11」) 収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(六)「22」+「37」+「42」+「47」+「52」) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者 の株式の取得をした場合の特別勘定線入額 の損金算入額 (別表十(七)「12」) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者 の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額 の益金算入額 (別表十(七)「18」+「20」) 肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(八)「22」) 超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」) 課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「28」) + (別表十七(三)「9」) + (別表十七(三)「11」) 所得等の金額 (9) - (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) - (16) + (17) - (18) - (19) + (20) + (21) - (22) + (23) + (24) - (25) + (26) + (27) - (28) + (29) + (30) - (31) 所得基準額 (32) × 40%	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	円
中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額 (別表四「37」)	16	留保控除額 ((7)、(8)又は(33)のいずれか多い金額)				
通算法人の所得基準額加算額 (別表三(一)付表二「13」)	17					

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

支那の株主	特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人的利益の分配等の損金算入額 (別表十八)「13」、別表十九)「11」又は別表十)「16」若しくは「33」)	特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人的利益の分配等の損金算入額 (別表十九)「13」、別表十)「11」又は別表十)「16」若しくは「33」)
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二)「10」)	47	△
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二)「43の計」)	48	△
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二)「15」、別表十二)「10」又は別表十二)「12」)	49	△
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十)「21」 - 「11」)	50	
農業経営 関西国際等準備金(別) 特定事業入額の損 特許		
基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二)「9」 + 「42の計」)	47	△
空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資積立額の損金算入額 (別表十二)「15」、別表十二)「10」又は別表十二)「12」)	48	△
活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十)「21」 - 「11」)	49	
権等の譲渡等による所得の特別控除額 (別表十)「12」)	50	△
に改め、同表の記載範囲第七		

7 「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額⁽⁴⁹⁾」の欄の記載に当たつては、次によること。
 (別表十(七)「21」～「11」)

- (1) 「留保⁽²⁾」の欄には、別表十(七)「23」の金額から同表「13」の金額を減算した金額を記載すること。
- (2) 「社外流出⁽³⁾」の欄には、別表十(七)「22」の金額から同表「12」の金額を減算した金額を記載すること。

別表五(付表の記載要領第1号中「第8条第2項」や「第8条第3項」)による。

別表六(付表の記載要領第1号中「第9条の7第6項本文」や「第9条の7第4項本文」による、同様に「第48条の13第7項本文」や「第48条の13第5項本文」による)。

別表六(付表1の記載要領第1号中「第9条の7第6項ただし書」や「第9条の7第4項ただし書」)、「第48条の13第7項ただし書」や「第48条の13第5項ただし書」、「同令第48条の13第7項ただし書」や「同項ただし書」による。

別表六(付表1の記載要領第1号中「第3号から第5号までにおいて同じ。」を通り、同様に次のとおりによる)。

3 「所得金額仮計⁽¹⁶⁾」の欄は、当該事業年度において法第64条の8（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により損金の額に算入された金額又は令第19条第6項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した場合の別表四「26の①」の金額を記載すること。

別表六(付表の記載要領第四号及び第五号を通り、同第六号を同第四号として、同第七号を同第五号とする)。

別表六(付表の記載要領第四号及び第五号を通り、同第六号を同第四号として、同第七号を同第五号とする)。

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

を

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

を
 別表六(二十三)「15」
 や

別表六(二十三)「18」

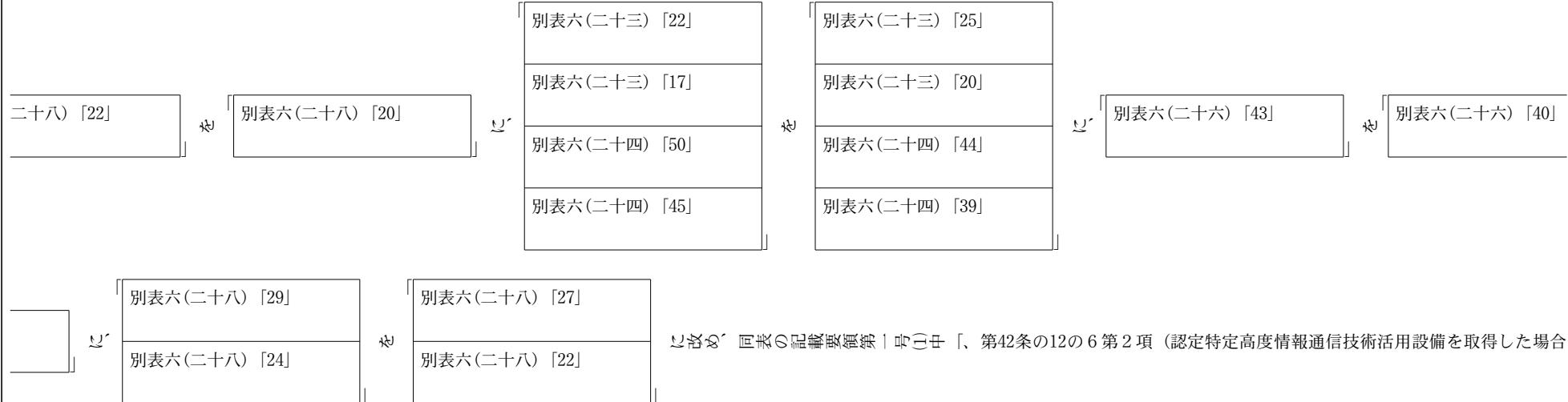
を
 別表六(二十四)「43」

を
 别表六(二十四)「37」

を
 别表六(二十六)「41」

を
 别表六(二十六)「38」

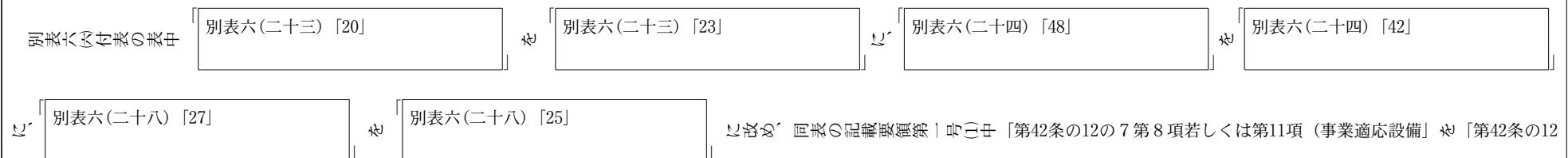
を
 别表六(



の法人税額の特別控除) 又は第42条の12の7第4項から第8項まで、第10項若しくは第11項（事業適応設備）や「又は第42条の12の6第2項から第4項まで、第6項若しくは第7項（生産工程効率化等設備）」による減額控除を受ける。

(3) 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第2項若しくは第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の9第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の4第2項若しくは第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の7第4項若しくは第5項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定

(4) 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第1項、第4項、第7項若しくは第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同項の規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定



の6第4項若しくは第7項（生産工程効率化等設備）による減額控除、「所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条」又は「又は」や「第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」による減額控除。

別表六(七)の表中

令和6年4月1日以後に開始する事業年度において、(1)≥10億円かつ(2)≥1,000人の場合又は(2)>2,000人の場合において、[5]>0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき

卷

(1) ≥ 10億円かつ(2) ≥ 1,000人の場合
 又は(2) > 2,000人の場合において、
 (15) > 0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき

に改め、同表の記載要領第1号(1)中「対象年度(1)」を削り、「対象年度をいう。(2)において同じ。」

4 「前事業年度の基準所得等金額の合計額
(前事業年度の月数調整前の(14)の合計)
(マイナスの場合は0)」
(15) の欄の記載に当たつては、当該事業年度開始の日から起算して1年（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の期間）前の日を含む

前事業年度にあつては、当該前事業年度の月数調整前の別表六(七)「14」の金額を当該前事業年度の月数で除し、これに同日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度の月数調整前の「14」の金額として計算すること。

別表六七の記載要領第五号を削り、同第六号を同第五号とし、同第七号を同第六号とする。

別表六の記載額等に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第5項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）」や「が租税特別措置法」や「が同法」又「次号(2)イ(i)及びロ(i)」や「次号(2)イ」がある。回線11中「掲げる場合に」や「掲げる場合のいずれにも」がある。回線のトロリーや次のものがある。

イ 当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、別表十八(二)「4」の金額が10億円以上であり、かつ、同表「5」の数が1,000人以上である場合又は当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、同表「5」の数が2,000人を超える場合

「各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額を合計した金額
(別表十八(二)「11の計」)
(マイナスの場合は0)」
の金額が0を超える場合又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度（租税特別措置法第42条の13第7項第4

号に規定する合併等事業年度をいう。第4号において同じ。)に該当する場合

別表六(八)の記載要領第11号(イ)や次のものに該する。

(2) 前号(2)イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合 「30又は」 を消すこと。

別表六(八)の記載要領第5号中 「次号(1)」 や 「次号」 に該する 画線を去り次のものに該する。

6 「前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (11)」 の欄の記載に当たつては、当該対象期間開始の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の月数調整前の(9)の合計) の金額を当該前

事業年度の月数で除し、これに同日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度の月数調整前の(9)」の金額として計算すること。

別表六(九)の記載要領第1号中 「租税特別措置法」 に次に「第42条の4第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）」や「同条第8項第3号」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に該する「同条第1項」に次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第1項」を加へる。

別表六(九)の記載要領第1号中 「D」において同条第1項」に次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）第42条の4第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」や「同条第8項第3号」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に該する「他の事業年度において同条第1項」に次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第1項」を加へる。

別表六(十)の記載要領第1号中 「租税特別措置法」 に次に「第42条の4第4項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）」や「同条第8項第3号」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に該する「同条第4項」に次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第4項」を加へる。

別表六(十)の記載要領第1号中 「D」において同条第4項」に次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）第42条の4第4項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」や「同条第8項第3号」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に該する「他の事業年度において同条第4項」に次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第4項」を加へる。

別表六(十一)の記載要領第1号中 「租税特別措置法」 に次に「第42条の4第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和6年旧措置法」という。）」や「同条第8項第3号」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に該する「同条第1項」に次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第1項」や「同条第4項」に次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第4項」や「同条第4項」に次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第4項」を加へる。

別表六(十一)の記載要領第1号中 「租税特別措置法」 に次に「第42条の4第7項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）」や「同条第8項第3号」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に該する「同条第7項」に次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第7項」を加へる。

別表六十一(付表1)の記載要領第1号中「が租税特別措置法」の次に「第42条の4第7項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）や「同条第8項第3号」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」の次に「同条第7項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第7項」や「同法」や「租税特別措置法」を含む。

別表六十一(付表1)の記載要領第1号中「適用対象事業年度において同条第7項」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）第42条の4第7項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）や「同条第8項第3号イ」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号イ」の次に「他の事業年度において同条第7項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第7項」を加える。

別表六十二(付表1)の記載要領第1号中「同項」の次に「（同条第18項において準用する場合を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」や「同条第18項において準用する場合を含む。」を加える。

別表六十四(付表1)の記載要領第1号中「。」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。）」や「同条第18項において準用する場合を含む。」を加える。

別表六十五(付表1)の表中「差引当期税額基準額残額
(13)-(14)-(別表六(二十三)「15」)」や「差引当期税額基準額残額
(13)-(14)-(別表六(二十三)「18」)」の次に「同表の記載要領第1号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条」の次に「第42条の6第3項（）や「（以下この号において「令和7年旧措置法」という。）第42条の6第2項若しくは第3項（）」の次に「第42条の6第3項」や「第42条の6第3項又は令和7年旧措置法第42条の6第3項の」を含む。

別表六十六(付表1)の記載要領第1号中「が租税特別措置法」の次に「第42条の9第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和7年旧措置法」という。）や「（以下この号において「令和3年旧措置法」という。）や「（以下この号において「令和4年旧措置法」という。）第42条の9第2項又は令和3年旧措置法」や「（以下この号において「令和4年旧措置法」という。）第42条の9第2項又は令和4年旧措置法」を含む。

別表六十七(付表1)の表を次の通りとする。

別表六（十八） 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表六十八の記載要領第1中中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を

取得した場合の法人税額の特別控除）」を削る。

別表六十九の記載要領第1中中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内にお

いて特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表11中に次のもとに加える。

(3) 当該事業年度が令和9年4月1日以後に開始する事業年度である場合

別表六十一の記載要領第1中中「(1)から(4)までに」や「次に」に改め、「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。⑤において「令和2年改正法」という。）附則第115条第1項（第

16条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連

結事業年度」を削り、同表11から⑨までの削る。

別表六十一の表や次のもとに改める。

別表六(二十三) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名		
措法第42条の12の4第2項各号の該当号 (経営力向上設備等の該当区分)	1	第1号・第2号 (第1項第1号)	第1号・第2号 (第1項第1号)	第1号・第2号 (第1項第1号)	第1号・第2号 (第1項第1号)	第1号・第2号 (第1項第1号)	第1号・第2号 (第1項第1号)
事 業 種 目	2						
資種類	3						
産構造、設備の種類又は区分	4						
区細目	5						
取 得 年 月 日	6	・	・	・	・	・	・
分 指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・	・	・	・	・	・
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円	円	円
得 価 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
価 領 差 引 改 定 取 得 価 額 (8)-(9)	10						
法 人 税 額 の 特 别 控 除 額 の 計 算							
取 得 価 額 の 合 計 額 ((10)の合計)	11	円	差引当期税額基準額残額 (17)-(18)-(別表六(十五)「19」)	21			円
同上のうち建物及びその附属設備に係る額	12						
当 (11)のうち建物及びその附属設備以外の資産に係る額 (11)-(12)	13		繰越税額控除限度超過額 (27の計)	22			
同上のうち特定中小企業者等に係る額	14						
税額控除限度額 (12)× $\frac{7}{100}$ +(13)-(14)× $\frac{7}{100}$ +(14)× $\frac{10}{100}$	15		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (21)と(22)のうち少ない金額)	23			
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	16						
当期税額基準額 (16)× $\frac{20}{100}$ -(別表六(十五)「14」)	17		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	24			
分 当 期 税 額 控 除 可 能 額 (15)と(17)のうち少ない金額)	18		分 当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (23)-(24)	25			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	19		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20)+(25)	26			
当 期 税 額 控 除 額 (18)-(19)	20						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事 業 年 度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (27)-(28)	29			
	27	28					
：	円	円					
：			外	円			
計	(23)						
当 期 分	(15)	(18)	外				
合 计							
機械設備等の概要							

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表¹¹⁺¹¹の記載要領第1項「所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条」又、「第42条の12の4第3項（）又は（以下この号において「令和7年旧措置法」という。）第42条の12の4第2項若しくは第3項（）又、「第42条の12の4第3項の」又は「同上のうち特定中小企業者等に係る額（11）又は「同上のうち特定中小企業者等に係る額（14）」又は「法人が」次に「指定事業の用（）又は「指定事業の用」次に「をいう。次号において同じ。」又は「同項に規定する特定経営力向上設備等」又は「同法第42条の12の4第2項第1号に掲げる減価償却資産」又は「回復や回収可能性の有無」回復の次に次の1号を加へる。

6 「税額控除限度額」

$$(12) \times \frac{1}{100} + (13) - (14) \times \frac{7}{100} + (14) \times \frac{10}{100}$$
 (15) の分子の空欄には、その指定事業の用に供した特定経営力向上設備等が租税特別措置法第42条の12の4第1項第2号に規定する特定建物等に該当する場合には「2」と記載し、その他の場合には「1」と記載すること。

別表¹¹⁺¹¹の記載要領第1項「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額（8）」又は「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額（9）」又は「回復や回収可能性の有無」回復の次に次の1号を加へる。

4 「差引改定取得価額（10）」の欄は、特定機械装置等（租税特別措置法第42条の12の4第1項第2号に規定する特定機械装置等をいう。以下この号において同じ。）につき同条第2項の規定の適用を受ける場合において、一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が60億円を超えるときは、

$$60\text{億円} \times \frac{\text{一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額}}{\text{（10）と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。}}$$

別表¹¹⁺¹¹の記載要領第1号の次に次の1号を加へる。

2 「措法第42条の12の4第2項各号の該当号（1）」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1) 令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等（租税特別措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等をいう。以下この号及び第6号において同じ。）にあつては、括弧の中には、当該特定経営力向上設備等が中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第2項各号（経営力向上設備等の要件等）に掲げる設備等又は同条第3項に規定する設備等のいずれに該当するかに応じその該当号又は該当項を記載すること。

(2) 令和7年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした特定経営力向上設備等にあつては、「第1号・第2号」を消し、括弧の中には、当該特定経営力向上設備等が中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第28号）による改正前の中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項各号（経営力向上設備等の要件）に掲げる設備等のいずれに該当するかに応じその該当号を記載すること。

別表¹¹⁺¹¹の表や次の通りに記入。

別表六(二十四) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名	
期末現在の資本金の額又は出資金の額		1	円		適用可否	
期末現在の常時使用する従業員の数		2	人		3	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)	4		円	第1項適用の場合	(14) ≥ 4% の場合 (0.05、0.1又は0.15)	23
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)	5		円	税額控除限度額	(18) ≥ 10% 又は (15) = (17) > 0 の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05% の場合 0.05	24
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		円	控除限度額	プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05	25
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ ((5)=0の場合は0)	7		円	税額控除限度額	(22) × (0.1 + (23) + (24) + (25)) ((14) < 0.03の場合は0)	26
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8		円	第2項適用の場合	(14) ≥ 4% の場合 0.15	27
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9		円	税額控除限度額	(18) ≥ 10% 又は (15) = (17) > 0 の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05% の場合 0.05	28
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10		円	等の計算	プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	29
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11		円	特定税額控除限度額	特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (27) + (28) + (29)) ((14) < 0.03の場合は0)	30
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12		円	第3項適用の場合	(7) ≥ 2.5% の場合 0.15	31
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13		円	税額控除限度額	(18) ≥ 5% 又は (15) = (17) > 0 の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05% の場合 0.1	32
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)=0の場合は0)	14		円	の計算	くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	33
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	15	円	中小企業者等税額控除限度額	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (31) + (32) + (33)) ((7) < 0.015の場合は0)	34
教育訓練費増加割合の計算	比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16	円	当期税額控除可能額	当期税額控除可能額 (((26)、(30)又は(34))と(36)のうち少ない金額)	35
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17	円	調整前法人税額超過構成額	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)	36
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ ((16)=0の場合は0)	18	円	当期税額控除額	当期税額控除額 (37) - (38)	37
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19	円	前期	差引当期税額基準額残額 (36) - (37)	38
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19	円	税額控除限度額	税額控除限度額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)	39
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19	円	同上	同上のうち当期税額控除可能額 ((40)と(41)のうち少ない金額) ((4) ≤ (5)又は(5)=0の場合は0)	40
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19	円	税額控除限度額	税額控除限度額 (別表六(六)「8の⑩」)	41
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19	円	当期	当期税額控除額 (42) - (43)	42
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19	円	税額控除限度額	税額控除限度額 (39) + (44)	43
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19	円	当期	当期税額控除額 (42) - (43)	44
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合	$\frac{(15)}{(4)}$	19	円	税額控除限度額	税額控除限度額 (39) + (44)	45

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表六(十四)の記載要領第1号中「又は所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)第13条の規定による改正前の租税特別措置法(次号(3)及び(4)において「令和6年旧措置法」という。)

第42条の12の5第1項若しくは第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は「租税特別措置法第42条の12の5第4項」又は「同項」による、回数1回又は2回「令和6年4月1日以後に開始する事業年度において」又は「回数2回又は3回「又は令和6年旧措置法第42条の12の5第2項」又は「回数3回又は4回「〔(14) ≧ 4 % の場合 (0.05、0.1又は0.15) (29)〕又は「〔(14) ≧ 4 % の場合 (0.05、0.1又は0.15) (23)〕による、回数1回「「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05 (31)」又は「「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05 (25)」による、回数1回「「くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05 (35)」又は「「くるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05 (29)」による、回数1回「「くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05 (39)」又は「「くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05 (33)」による。

	別表六(二十四)「48」
別表六(二十四)「40」	別表六(二十四)「43」

	別表六(二十四)「42」
別表六(二十四)「34」	別表六(二十四)「37」

「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第1項若しくは第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」や「租税特別措置法第42条の12の5第4項」や「同項」に「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）」や「前一年事業年度の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」や「前一年事業年度の月数の合計数」に該当する。

別表k1十四付表11の記載要領第1号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和6年旧措置法」という。）第42条の12の5第1項若しくは第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」や記述、「租税特別措置法」や「同法」と「又は令和6年旧措置法」や「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第3号(2)において「令和6年旧措置法」という。）」に該当。

別表六十五の記載要領第1号中「租税特別措置法」や「所得稅法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（第4号において「令和7年旧措置法」という。）」に該当する、同第4号中「租税特別措置法」や「令和7年旧措置法」に該当する。

別表六一(十六)の表を次のように改める。

別表六(二十六) 情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否				
旧措法第42条の12の7第4項若しくは第5項 又は措法第42条の12の6第2項の該当項	1	第 項	第 項	
事 業 適 応 計 画 の 認 定 を 受 け た 日	2	・	・	
事 業 种 目	3			
情 動 級 取 得 年 月 日	4			
報 技 術 設 備 分 供 年 月 日	5			
情 動 級 取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	6			
報 技 術 設 備 分 供 年 月 日	7	・	・	
情 動 級 取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	・	・	
報 技 術 設 備 分 供 年 月 日	9	円	円	
報 技 術 設 備 分 供 年 月 日	10	円	円	
情 動 級 取 得 価 額 差 引 改 定 取 得 価 額	11	円	円	
事 業 適 応 繰 延 支 出 年 月 日	12	・	・	
事 業 適 応 繰 延 支 出 し た 金 額	13	円	円	
法 人 税 額 の 特 别 控 除 額 の 計 算				
調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	14	円	取 得 価 額 の 合 計 額 ((11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	29
情 情 取 得 価 額 の 合 計 額 ((11)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	15		中 同上のうち中小企業者に係る額	30
報 技 同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	16		小 同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	31
術 事 税 額 控 除 限 度 額 ((15) - (16)) × $\frac{3}{100}$ + (16) × $\frac{5}{100}$	17		工 税 額 控 除 限 度 額 基 準 額 ((30) - (31)) × $\frac{10}{100}$ + (31) × $\frac{14}{100}$	32
業 適 当 期 税 額 基 準 額 (14) × $\frac{20}{100}$	18		中 (29)のうち中小企業者以外の法人に係る額	33
應 設 当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19		小 同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	34
備 調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の②」)	20		中 税 額 控 除 限 度 額 基 準 額 ((33) - (34)) × $\frac{5}{100}$ + (34) × $\frac{10}{100}$	35
事 事 当 期 税 額 控 除 額 (19) - (20)	21		化 生 产 工 程 効 率 化 等 设 备 税 額 控 除 限 度 額 (32) + (35)	36
業 業 支 出 し た 金 額 の 合 計 額 (13)の合計)	22		等 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (14) × $\frac{20}{100}$ - (19) - (26)	37
適 適 同 上 の う ち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 す る 情 報 技 術 事 業 適 応 を 実 施 す る た め に 利 用 す る ソ フ ツ ウ エ ア の そ の 利 用 に 係 る 費 用 の 額	23		設 当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((36)と(37)のうち少ない金額)	38
應 繼 税 額 控 除 限 度 額 ((22) - (23)) × $\frac{3}{100}$ + (23) × $\frac{5}{100}$	24		備 調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の②」)	39
延 繼 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (14) × $\frac{20}{100}$ - (19)	25		当 期 税 額 控 除 額 (38) - (39)	40
資 資 調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の②」)	27		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (21) + (28) + (40)	41
產 当 期 税 額 控 除 額 (26) - (27)	28			
機 械 設 備 等 の 概 要				

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表六(一十七)の表由

措 法 第 42 条 の 12 の 7 第 7 項 及 び 第 10 項 の 規 定 の 適 用 可 否

措 法 第 42 条 の 12 の 6 第 3 項 及

び 第 6 項 の 規 定 の 適 用 可 否

当期税額基準額残額
$$(13) \times \frac{20}{100} - \text{(別表六(二十六)「19」)} + \text{「26」} + \text{「41」}$$

$$(13) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六(二十六)} [19] + [26] + [38])$$

当期税額基準額残額

$$(13) \times \frac{40}{100} - \text{〔別表六(二十六) 19〕}$$

$$+ \text{〔26〕} + \text{〔41〕} - \text{〔16〕} - \text{〔21〕}$$

当期税
 $(13) \times \frac{40}{100} -$
+ 「26」 +

額 基 準 額 残 額

(別表六(二十六) 「19
〔38〕) - (16) - (21)

別表六二十八の表を次のように改める

別表六(二十八) 特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名
税額控除に関する規定の該当条	1	震災特例法第17条の2・震災特例法第17条の2の2・震災特例法第17条の2の3			
事業の内容、適用を受ける資産の所在地等	2				
資産区分	種類	3			
構造、用途、設備の種類又は区分	4				
細目	5				
取 得 年 月 日	6	・	・	・	・
事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円
法人事法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
差引改定取得価額	(8)-(9)				
法人税額の特別控除額の計算					
(10)のうち14%又は7%適用資産の取得価額の合計額	11	円	当期税額控除可能額 ((17)と(19)のうち少ない金額)	20	円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	21	
当期(11)の資産以外の資産の取得価額の合計額 (10)の合計)-(11)	13		当期税額控除額 (20)-(21)	22	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	14		差引当期税額基準額残額 (19)-(20)	23	
税額控除限度額の計算	((11)-(12))× $\frac{14}{100}$ +(12)× $\frac{7}{100}$	15	繰越税額控除限度超過額 (29の計)	24	
	((13)-(14))× $\frac{15}{100}$ +(14)× $\frac{8}{100}$	16	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23)と(24)のうち少ない金額)	25	
税額控除限度額	(15)+(16)	17	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	26	
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	18		当期繰越税額控除額 (25)-(26)	27	
当期税額基準額 (18)× $\frac{20}{100}$	19		法人税額の特別控除額 (22)+(27)	28	
翌期繰越税額控除限度超過額の計算					
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (29)-(30)		
	29	30	31		
・	円	円	外	円	
・			外		
・			外		
・			外		
・			外		
・			外		
・			外		
・			外		
計		(25)			
当期分	(17)	(20)	外		
合計					
機械設備等の概要					

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表⁽¹⁾〔記載要領第1号〕中「。第4号において「令和3年改正法」という。」及び「(以下この号において「令和3年旧震災特例法」という。)」を除く、「若しくは第17条の2の3第3項又は令和3年

旧震災特例法第17条の2第3項、第17条の2の2第3項若しくは「又は」に改め、同第四号を削り、同第五号中「[10]のうち14%又は7%適用資産の取得価額の合計額 (13)」や「[10]のうち14%又は7%

適用資産の取得価額の合計額 (11)」に改め、同号を同第四号へし、同第六号中「翌期繰越額 (31)-(32) (33)」や「翌期繰越額 (31)-(30) (31)」に改め、同号を同第五号へす。

別表⁽¹⁾〔記載要領第2号〕「、所得税法等の一部を改正する法律」や「又は所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第7条の規定に

による改正前の租税特別措置法((2)において「平成16年旧措置法」という。)第42条の7第3項(事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除)」を除く、「平成17年旧措置法」や「又は平成17年旧

措置法」に改め、「又は平成16年旧措置法第68条の12第3項(事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除)」を除く。

別表⁽¹⁾を別表⁽¹⁾へし、別表⁽¹⁾を別表⁽¹⁾へす。

別表⁽¹⁾付表の表中「評価・換算差額等の額等」や「新投資口予約権の額等」に、「一時差異等調整積立金の取崩額(別表十九)〔18〕」を「一時差

異等調整積立金の取崩額(別表十(十)〔18〕)」に、「一時差異等調整積立金の積立額(別表十九)〔15〕」や「一時差異等調整積立金の積立額(別表十(十)〔15〕)」に改め、同表の記載要領第1号を次のように改める。

2 「新投資口予約権の額等(12)」の欄は、租税特別措置法施行規則第22条の19第2項第4号(投資法人に係る課税の特例)に規定する新投資口予約権に区分された金額、同号に規定する新投資口申込証拠金に区分された金額及び同号に規定する自己投資口に区分された金額の合計額を記載すること。

別表⁽¹⁾付表を別表⁽¹⁾へする。

額 総 計
「3」 - 「4」 - 「5」

じ改め、同表の記載要領第11号(中「別表(六)付表二「2」や「別表(七)付表二「2」」に改め、同表「別表(六)付表二「3」」や「別表(七)付表二「3」」に改め、

別表(八)を別表(五)にし、別表(十)を別表(十一)とする。

別表(六)付表(1)の表中

通算前所得金額
(別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」-別表七(四)「10」-「12」)-別表十二(十三)「43」-(別表十二(十三)「10」+「43の計」)-(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))

を

通算前所得金額
(別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」-別表七(四)「10」-「12」)-別表十二(十三)「43」-(別表十二(十三)「9」+「42の計」)-(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))

を

所得金額総計
(別表(六)「2」-「3」-「4」-「5」-「6」)

所得金額
(別表(七)「2」-「6」)

別表(九)の表中

買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額
(別表(九)付表「5の計」)

を

買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額
(別表(十)付表「5の計」)

繰越利益等超過純資産控除項目額
(別表(九)付表「14」)
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額
(別表(九)付表「35の計」)

繰越利益等超過純資産控除
(別表(十)付表「14」)
買換特例圧縮積立金個別控除額の加算額
(別表(十)付表「35の計」)

項目額
うち当期
)

繰越利益等超過純資産控除項目額のうち当期加算額
(別表(九)付表「42」)

繰越利益等超過純資産控除項目額のうち当期加算額
(別表(十)付表「42」)

に改め、同表を別表(十一)とする。

別表(六)付表(1)を別表(十)付表(1)とする。

別表(八)を別表(五)にし、別表(十)を別表(十一)とする。

や
(1)のうち増資特定株式に係る損金算入額
(別表十(七)付表一「12」のうち増資特定株式に係る額の合計額)

特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額
(別表十(六)付表一「14」の合計)
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額
(別表十(六)付表一「14」のうち増資特定株式に係る額の合計額)
5年経過特別勘定の金額の益金算入額
(別表十(六)付表一「15」の合計)
要 加 算 調 整 額
(別表十(六)付表一「16」の合計)
同上のうち増資特定株式に係る額
(別表十(六)付表一「16」のうち増資特定株式に係る額の合計額)

特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額
(別表十(七)付表一「14」の合計)
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額
(別表十(七)付表一「14」のうち増資特定株式に係る額の合計額)
5年経過特別勘定の金額の益金算入額
(別表十(七)付表一「15」の合計)
要 加 算 調 整 額
(別表十(七)付表一「16」の合計)
同上のうち増資特定株式に係る額
(別表十(七)付表一「16」のうち増資特定株式に係る額の合計額)

別表十(六)の表二

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額
(別表十(六)付表一「11」の合計)

や
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額
(別表十(七)付表一「11」の合計)

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額
(別表十二(十三)「10」)
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額
(別表十二(十三)「43の計」)

(14)、(16) 及び (17) 以外 の 益 金 算 入 額 (別表十(六)付表一「17」の合計)
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(六)付表一「17」のうち増資特定株式に係る 額の合計額)

14、(16)及び(17)以外の益金算入額 (別表十(七)付表一「17」の合計)
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(七)付表一「17」のうち増資特定株式に係る額の合計額)

「当期所 得基 準
 ((2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(9)) 又は(別表十(六)付表
 (125億円を超える場合は125億円)
 (マイナスの場合は0)」

二 「10」) 領額 「当期所得基準額」(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(9)又は(別表十(七)付表二「10」)(10) や(125億円を超える場合は125億円)
」」

別表十(五)付表の表中 調整前特別控除額
((別表十(五)「18」又は「19」)と(2)のうち少ない金額)

税 調 整 前 特 別 控 除 額
((別表十(六)「18」又は「19」)と(2)のうち少
ない金額)

調整前特別控除額
(別表十(五)「32」と「34」のうち少ない金額)
(別表十(五)「32」と「39」のうち少ない金額)
(別表十(五)「32」と「44」のうち少ない金額)
又は(別表十(五)「32」と「49」のうち少ない金額)

調整前特別控除額
(別表十(六)「32」と「34」のうち少ない金額)
(別表十(六)「32」と「39」のうち少ない金額)
(別表十(六)「32」と「44」のうち少ない金額)
又は(別表十(六)「32」と「49」のうち少ない金額)

別表十五の記載要領第「1号」中「別表十五」付表「14」を「別表十六」付表「14」に改め、同第六号中「別表十五」付表「26」を「別表十六」付表「26」に改め、同表を別表十六とする。

別表十四)付表二の次に次の四表を加える。

別表十(五) 特許権等の譲渡等による所得の特別控除に関する明細書

			事業年度	:	法人名	
適用対象所得金額 (25の計)又は(32)	1	円	控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)	8	円	
所得金額総計基準額 (別表四「45の①」+「51の①」)	2		欠損金当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	9		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	3		翌期繰越欠損金額 (8)-(9)	10		
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	4		の所得基準額 ((2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(10))又は (別表十(五)付表二「9」若しくは「16」) (マイナスの場合は0)	11		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42の計」)	5		特別控除額 (((1)と(11)のうち少ない金額)× $\frac{30}{100}$)	12		
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」)	6					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(七)「11」-「21」)	7					
適用対象所得金額の計算						
特許権譲渡等取引の内容	13	円	①	②	③	④
特許権譲渡等損益額	14	円		円	円	円
個別控除対象繰越損失額 (別表十(五)付表一「21の①」、「21の②」、「21の③」又は「21の④」)	15	別表十(五)付表一「21の①」	別表十(五)付表一「21の②」	別表十(五)付表一「21の③」	別表十(五)付表一「21の④」	
((14)×(24))又は(14) (マイナスの場合は0)	16					
個別繰越損失控除額 ((15)又は(別表十(五)付表一「23」))× (16) (16の計)	17					
控除後特許権譲渡等損益額 (14)-(17)	18					
措法第59 対象事業年度及び対象事業年度前の各事業年度(令和7年4月1日以後開始事業年度に限る。)の研究開発費の額のうち(13)に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額	19					
条の3 (19)のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額	20	内	内	内	内	
第1 項 第1号 イの 場 合 の 対象事業に係る金額	21					
適格研究開発費の額 (19)-(20)-(21)-(22)	23					
研究開発費割合 $\frac{(23)}{(19)}$ ((19)=0の場合は0)	24					
適用対象所得金額 (18)×(24)	25	円	円	円	円	
上記 以外 の 場合 の 対象事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の研究開発費の額の合計額	26	円	上記 以外 の 場合 の 対象事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の研究開発費の額の合計額	30 (26)-(27)-(28)-(29)	円	
のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額	27	内	研究開発費割合 $\frac{(30)}{(26)}$ ((26)=0の場合は0)	31		
のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	28		適用対象所得金額 (18の計)×(31)	32	円	
のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	29					
特許権譲渡等 所得減少規定						

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表十（五）記載要領

- 1 この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第59条の3第1項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。
- 2 「所 得 基 準 額
 ((2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(10)) 又は(別表十(五)付表二「9」若しくは「16」)(11)」の欄は、当該法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限る。）には「((2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(10)) 又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(五)付表二「9」若しくは「16」)」を消すこと。
- 3 「((14)×(24)) 又は(14)
 (マイナスの場合は0) (16)」の欄は、租税特別措置法第59条の3第1項第1号イに掲げる場合には「又は(14)」を消し、その他の場合には「((14)×(24)) 又は」を消すこと。
- 4 「個 別 繰 越 損 失 控 除 額
 ((15)又は(別表十(五)付表一「23」))× $\frac{(16)}{(16\text{の計})}$ (17)」の欄は、租税特別措置法第59条の3第1項第1号イに掲げる場合には「又は(別表十(五)付表一「23」)」を消し、その他の場合には「(15)又は」を消すこと。
- 5 「(19)のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額 (20) 及び (20)のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額 (27)」の各欄の内書には、当該各欄に記載する金額のうち当該法人に係る関連者（租税特別措置法第59条の3第2項第1号に規定する関連者をいう。以下この号において同じ。）との間で行つた同項第5号イに規定する特許権譲受等取引（同条第6項の規定により当該法人に係る関連者との間で行われた同号イに規定する特許権譲受等取引とみなされたものを含む。）に係る金額を記載すること。
- 6 「特許権譲渡等所得減少規定」の欄は、租税特別措置法施行規則第21条の17の2第19項第2号（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）に規定する特許権譲渡等所得減少規定のうち同項第1号に規定する適用事業年度等において適用を受けた規定の条項をその適用を受けた事業年度別に記載すること。

別表十(五)付表一 個別控除対象繰越損失額及び控除対象
繰越損失額の計算に関する明細書

事業 年 度	：	：	法 人 名
--------------	---	---	-------------

不適用事業年度において措法第59条の3第1項第1号イの場合に該当する場合における不適用事業年度控除対象繰越損失額の計算						
不適用事業年度	：	：	：	：	：	計
特許権譲渡等取引の内容	1					
特許権譲渡等損益額	2	円	円	円	円	円
不適用事業年度及び不適用事業年度前の各事業年度(令和7年4月1日以後開始事業年度に限る。)の研究開発費の額のうち(1)に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額	3					
(3)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額	4	内	内	内	内	
(3)のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	5					
(3)のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	6					
適格研究開発費の額 (3)-(4)-(5)-(6)	7					
研究開発費割合 $\frac{(7)}{(3)}$ ((3)=0の場合は0)	8					
不適用事業年度繰越損益額 (2)×(8)	9	円	円	円	円	円

不適用事業年度において措法第59条の3第1項第1号ロの場合に該当する場合における不適用事業年度控除対象繰越損失額の計算						
不適用事業年度	：	：	：	：	：	計
特許権譲渡等取引の内容	10					
特許権譲渡等損益額	11	円	円	円	円	円
不適用事業年度及び不適用事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の研究開発費の額の合計額	12		円	適格研究開発費の額 (12)-(13)-(14)-(15)	16	円
(12)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額	13	内		研究開発費割合 $\frac{(16)}{(12)}$ ((12)=0の場合は0)	17	
(12)のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	14					
(12)のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	15			不適用事業年度繰越損益額 (11の計)×(17)	18	円
不適用事業年度控除対象繰越損失額 ((9の計)+(18))が0を下回る場合のその下回る額)	19					円

対象事業年度において措法第59条の3第1項第1号イの場合に該当する場合における控除対象繰越損失額の計算				
対象事業年度の研究開発費割合 (別表十(五)「24の①」、「24の②」、「24の③」又は「24の④」)	20	① 別表十(五)「24の①」	② 別表十(五)「24の②」	③ 別表十(五)「24の③」
個別控除対象繰越損失額 $(19) \times \frac{1}{(20)}$ ((20)=0の場合は0)	21	円	円	円
対象事業年度の研究開発費割合 (別表十(五)「31」)	22			

対象事業年度において措法第59条の3第1項第1号ロの場合に該当する場合における控除対象繰越損失額の計算				
対象事業年度の研究開発費割合 (別表十(五)「31」)	22			
控除対象繰越損失額 $(19) \times \frac{1}{(22)}$ ((22)=0の場合は0)	23			円

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

1 この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第59条の3第1項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合（当該対象事業年度（同項に規定する対象事業年

度をいう。）前の各事業年度のうちに、同項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度後の事業年度がある場合に限る。）に記載すること。

2 「(3)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額 (4)」及び「(12)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額 (13)」の各欄の内書には、当該各欄に記載する金額のうち当該法人に係る関連者（租税

特別措置法第59条の3第2項第1号に規定する関連者をいう。以下この号において同じ。）との間で行つた同項第5号イに規定する特許権譲受等取引（同条第6項の規定により当該法人に係る関連者と

の間で行われた同号イに規定する特許権譲受等取引とみなされたものを含む。）に係る金額を記載すること。

別表十(五)付表二 通算法人の所得基準額の計算
に関する明細書

		事 業 年 度	:	法 人 名	
通	各通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(三)「19の計」)	1	円	所 得 基 準 額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	9 円
算	他の通算法人の通算前欠損金額の合計額 (別表十八(三)「20の計」)	2	円	当 初 通 算 前 所 得 金 额 (当初申告の(6))	10
所	総 通 算 后 所 得 金 額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3	円	申 通 算 前 所 得 金 額 の 当 初 差 額 (10) - (6)	11
得	各通算法人の控除未済欠損金額の合計額 (別表十八(三)「21の計」)	4	円	当 初 控 除 未 済 欠 損 金 額 (当初申告の別表七(一)「3の計」)	12
基	総 通 算 所 得 基 準 額 (3) - (4) (マイナスの場合は0)	5	円	控 除 未 済 欠 损 金 額 の 当 初 差 額 (別表七(一)「3の計」) - (12)	13
準	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)	6	円	通 算 所 得 基 準 額 か ら の 控 除 額 (11) + (13) (マイナスの場合は0)	14
額	通 算 所 得 基 準 額 $(5) \times \frac{(6)}{(1)}$	7	円	調 整 後 通 算 所 得 基 準 額 (7) - (14) (マイナスの場合は0)	15
の	所 得 金 額 総 計 (別表十(五)「2」-「3」-「4」-「5」-「6」-「7」)	8	円	所 得 基 準 額 ((8)と(15)のうち少ない金額)	16

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表十(五)付表二 記載要領

1 この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において租税特別措置法第59条の3第1項（特許権等の譲渡等による所得の課税の

特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

(1) 「通算所得基準額
$$(5) \times \frac{(6)}{(1)}$$
 (7)」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第2条第2項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。）に添付された別表十(五)付表二「7」の金額を記載すること。

と。

(2) 「所 得 基 準 額 (9)
((7)と(8)のうち少ない金額)」の欄は、記載しないこと。

別表十(五)付表三 関連者に関する明細書

		事業 年 度	・	・	法 人 名		
関 連 者 の 名 称 等	名 称						
	本たの 店る所 又事在 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名					
	所 在 地						
	主たる事業						
	従業員の数						
	資本金の額又は出資金の額						
	特殊の関係の区分	第	該当	第	該当		
	株式等の保有割合	保有	%	%	%		
	同一の者による関連者の株式等の保有	被保有	%	%	%		
	同一の者による関連者の株式等の保有	同一の者による関連者の株式等の保有	%	%	%		
直 近 事 業 年 度 の 営 業 收 益 等	事 業 年 度	・	・	・	・		
	営業収益又は売上高	(百万円)	(百万円)		
	営業費用	原価	(百万円)	(百万円)	
		販売費及び一般管理費	(百万円)	(百万円)	
	営業利益	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	税引前当期利益	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	利益剰余金	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関 連 者 と の 特 許 権 譲 受 等 取 引 の 状 況 等	期分	適格特許権等の譲受けによつて生じた研究開発費の額	円	円	円		
		算定方法					
		適格特許権等の借受けによつて生じた研究開発費の額	円	円	円		
		算定方法					
		特許権譲受等取引によつて生じた研究開発費の額の総額			円		
	期分	適格特許権等の譲受けによつて生じた研究開発費の額	円	円			
		算定方法					
		適格特許権等の借受けによつて生じた研究開発費の額	円	円	円		
		算定方法					
		特許権譲受等取引によつて生じた研究開発費の額の総額			円		
	期分	適格特許権等の譲受けによつて生じた研究開発費の額	円	円			
		算定方法					
		適格特許権等の借受けによつて生じた研究開発費の額	円	円	円		
		算定方法					
		特許権譲受等取引によつて生じた研究開発費の額の総額			円		
事前確認の有無		有・無	有・無	有・無	有・無		
各事業年度の適格特許権等の譲受けによつて生じた研究開発費の額の総額		円	各事業年度の適格特許権等の借受けによつて生じた研究開発費の額の総額	円			

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表十（五）付表三 記載要領

- 1 この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第59条の3第1項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合において、当該法人に係る同条第2項第1号に規定する関連者（同条第6項の規定のある場合における同項に規定する非関連者を含む。以下この記載要領において「関連者」という。）との間で行つた取引のうちに特許権譲受等取引（同条第2項第5号イに規定する特許権譲受等取引をいい、同条第1項の規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となつたものに限る。以下この記載要領において同じ。）があるときに当該特許権譲受等取引に係る当該関連者ごとに記載すること。
- 2 「主たる事業」、「従業員の数」及び「資本金の額又は出資金の額」の各欄には、直近取引年度（当該法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引を行つた事業年度のうち当該関連者との間で最後に特許権譲受等取引を行つた日を含む事業年度をいう。第5号において同じ。）終了の時における当該関連者の営む主たる事業の内容並びに当該関連者の従業員の数及び資本金の額又は出資金の額をそれぞれ記載すること。
- 3 「特殊の関係の区分」の欄には、当該法人と当該法人に係る関連者の関係が租税特別措置法施行令第35条の3第7項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）において準用する同令第39条の12第1項各号（国外関連者との取引に係る課税の特例）のいずれに該当するかを記載すること。また、租税特別措置法第59条の3第6項の規定の適用がある場合には、同項の規定を記載すること。
- 4 「株式等の保有割合」の欄の「保有」の欄には、当該法人が直接又は間接に保有する当該法人に係る関連者の株式等の保有割合（租税特別措置法施行令第35条の3第7項において準用する同令第39条の12第2項に規定する合計した割合をいう。以下この号において同じ。）を記載し、「被保有」の欄には、当該法人に係る関連者が直接若しくは間接に保有する当該法人の株式等の保有割合又は当該法人及び当該法人に係る関連者が同一の者によつてそれぞれその発行済株式等（同令第35条の3第7項において準用する同令第39条の12第1項第1号に規定する発行済株式等をいう。以下この号において同じ。）を直接若しくは間接に保有されている場合における当該同一の者の直接若しくは間接に保有する当該法人の株式等の保有割合を記載し、「同一の者による関連者の株式等の保有」の欄には、当該法人及び当該法人に係る関連者が同一の者によつてそれぞれその発行済株式等を直接又は間接に保有されている場合における当該同一の者の直接又は間接に保有する当該関連者の株式等の保有割合を記載すること。
- 5 「直近事業年度の営業収益等」の各欄には、直近取引年度終了の日以前の同日に最も近い日に終了する関連者の事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額をそれぞれ記載すること。
- 6 「関連者との特許権譲受等取引の状況等」の各欄は、特許権譲受等取引を行つた事業年度別に記載するものとし、当該事業年度別の各欄の記載に当たつては、次によること。
 - (1) 「適格特許権等の譲受けによつて生じた研究開発費の額」及び「適格特許権等の借受けによつて生じた研究開発費の額」の各欄には、当該法人が当該事業年度において当該特許権譲受等取引に伴つて当該法人に係る関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「算定方法」の各欄には、租税特別措置法第66条の4第2項（国外関連者との取引に係る課税の特例）（同法第59条の3第5項の規定により準じて算定する場合を含む。）に規定する算定の方法のうち、当該法人に係る関連者に支払う対価の額に係る独立企業間価格（同法第59条の3第4項に規定する独立企業間価格をいう。②及び次号において同じ。）につき当該法人が選定した算定の方法（一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）をそれぞれ記載すること。この場合において、当該独立企業間価格の算定に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付すること。
- 7 「事前確認の有無」の欄には、「関連者との特許権譲受等取引の状況等」の欄に記載した特許権譲受等取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての当該法人の納稅地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第2条第3号（定義）に規定する外国の租税に関する権限のある機関による確認の有無を記載すること。
- 8 「各事業年度の適格特許権等の譲受けによつて生じた研究開発費の額の総額」及び「各事業年度の適格特許権等の借受けによつて生じた研究開発費の額の総額」の各欄には、当該法人が各事業年度において特許権譲受等取引に伴つて当該法人に係る関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ記載すること。

別表十(1)の記載要領第1項に記載。

別表十(1)の記載要領第1項「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）」に記載。

別表十(1)の記載要領第1項及び別表十(1)の記載要領第1項に記載。

別表十(1)の記載を次のものに替える。

別表十二(九) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名		
保険等の種類又は特定保険区分	1						合計
異常危険準備金線越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
	当期異常災害損失等の補填額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計 (3)+(4)	5					
	10年洗替前の期首異常危険準備金線越額 (2)-(5)	6					
当期積立限額	当期積立額	7					
	正味収入保険料等	8					
	積立率	9	()	()	()	()	
	積立限度額 (8)×(9)	10	円	円	円	円	
度額	差引積立限度超過額 (7)-(10) (マイナスの場合は0)	11					
	10年洗替前の異常危険準備金の金額 (6)+(7)-(11)	12					
同上訳	期以前分	13					
	期分	14					
	期分	15					
	期分	16					
	期分	17					
	期分	18					
	期分	19					
	期分	20					
	期分	21					
	期分	22					
当期	分	23					
積し金立たの後異益	(8)の100相当額	24					
10年危険準備金を経済的年間算入額	((12)-(24))の金額 (マイナスの場合は0)	25					
	(13)と(25)のうち少ない金額	26					
限度超過額合計	(11)+(26)	27					
期末異常危険準備金の金額	(6)+(7)-(27)	28					
貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29						
	差引 (29)-(28)	30					
貸借対照表の金額との差額	貸借対照表の取崩不足額 ((5)+(26))-(7)-(29)-前期の(29))	31					
	当期に生じた差額の合計額 (11)+(31)	32					
前前期分以	前期末における差額 (前期の(30))	33					
特定保険に係る異常危険準備金の当期積立限度額							
特定保険の種類		当期積立額	正味収入保険料等	積立率	積立限度額	差引積立限度超過額 (34)-(37) (35)×(36) (マイナスの場合は0)	
		34	35	36	37	38	
火災保険及び風水害保険		円	円	()	円	円	
動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険				()			
賠償責任保険				0.02			
合計							

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表十一(五)の記載要領第1項中「又は」や「若しくは」¹⁾「の規定」や「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の5（保

險会社等の異常危険準備金）の規定」²⁾に記載する「 $(8) \times \frac{1}{100}$ 相当額 ⁽²⁴⁾」³⁾や「 $(8) \times \frac{1}{100}$ 相当額 ⁽²⁴⁾」⁴⁾「0を」や「0」と記載し⁵⁾「同条第14項第2号」や「同条第15項第2号」⁶⁾に記載する回

を記載する。回第1項中「第20項若しくは第21項（保険会社等の異常危険準備金）」や「第21項若しくは第22項」⁷⁾に記載する回第1項の次に次の1項を加える。

2 「保険等の種類又は特定保険区分 (1)」の欄は、当該事業年度が令和7年4月1日前に開始した事業年度である場合には、「又は特定保険区分」を消すこと。

3 「保険等の種類又は特定保険区分 (1)」の欄が「特定保険区分」である場合の記載は、次によること。

(1) 「当期積立額 (7)」、「正味収入保険料等 (8)」、「積立限度額 $(8) \times (9)$ (10)」及び「差引積立限度超過額 $(7)-(10)$ (11)」の各欄は、それぞれ「34の計」、「35の計」、「37の計」及び「38の計」の各欄の金額を記載すること。

と。

(2) 「積立率 (9)」の欄は、記載しないこと。

(3) 「積立率 (36)」の欄は、租税特別措置法施行令第33条の2第6項又は第22項（保険会社等の異常危険準備金）に規定する割合を記載すること。

別表十一(五)の記載要領に次の1項を加える。

6 「特定保険に係る異常危険準備金の当期積立限度額」の各欄は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において租税特別措置法施行令第33条の2第9項に規定する特定保険に係る異常危険準備金を積み立てる場合に記載すること。

別表十一(五)の記載要領第1項中「同表「49」や「同表「48」」⁸⁾に記載する「別表四「49」」や「別表四「48」」⁹⁾。

別表十一(六)の記載要領第1項中「同表「49」」や「同表「48」」¹⁰⁾に記載する「別表四「49」」や「別表四「48」」¹¹⁾。

別表十一(七)の表を次のとおりに改める。

別表十二(十三) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名
I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書					
交付金等の該当号	1 第号	翌期	期首農業経営基盤強化準備金の金額	10	円
交付金等の額	2 円	当期	5年を経過した場合の益金算入額 (24の計)	11	
当期積立額	3	継越額の計算	同上以外の場合による益金算入額 (25の計)+(26の計)	12	
(3)の内訳			計 (11)+(12)	13	
(3)のうち損金経理による積立額	4		当期積立額のうち損金算入額 (9)	14	
(3)のうち剩余金の処分による積立額	5		期末農業経営基盤強化準備金の金額 (10)-(13)+(14)	15	
積立限度額の計算		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金 差引 (16)-(15)	16	
(2)のうち準備金として積み立てられた交付金等	6		当期	17	
所得根基準額 (別表四「45の①」)-(11)-(別表四「27の①」)	7		貸借対照表の取崩不足額 (13)-(3)-(16)-前期の(16))	18	
積立限度額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8	分	積立限度超過額 (3)-(8)	19	
当期積立額のうち損金算入額 (3)と(8)のうち少ない金額)	9		当期に生じた差額の合計額 (18)+(19)	20	
		前前期分以	前期末における差額 (前期の(17))	21	
益金算入額の計算					
積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額	翌期継越額	
	22	23	5年を経過した場合 任意取崩し等の場合	24	25
					26
					27
					円
当期分					
計					

II 認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	28				計
	取得年月日	29	・	・	・	
	農用地等の取得価額	30	円	円	円	円
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	31				
(31)の内訳	(31)のうち損金経理による金額	32				
	(31)のうち剩余金の処分による金額	33				
圧縮限度額	準備金等益金算入基準額	34				
	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (24の計)	34				
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (25の計)	35				
	(2)のうち準備金として積み立てられなかつた交付金等の額	36				
	計 (34)+(35)+(36)	37				
の取算	所得根基準額 (別表四「45の①」)-(9)-(11)-(別表四「27の①」)	38				
	取得価額根基準額 (30)-1円	39	①	②	③	①+②+③
	圧縮限度額 ((37)、(38)と(39)のうち少ない金額)	40				
	個別資産の圧縮限度額	41				
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 (31)と(41)のうち少ない金額)	42	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表十一(十一)の記載要領第1項中「、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）」又は「又は青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）」に改め、「又は青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第6号及び第7号において「平成30年旧措置法」という。）第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（同項に規定する認定農地所有適格法人を除く。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合」に改め、同第1項を削り、同様に「交付金等の該当号（2）」又は「交付金等の該当号（1）」に改め、「農業経営基盤強化促進法施行規則」に次に「（昭和55年農林水産省令第34号）」を加え、「に該当する場合には、」又「のいずれに該当するかに応じ」に改め、同項や同様に「（4）のうち損金経理による積立額（5）」又「（3）のうち損金経理による積立額（4）」に「（10）」又「（9）」に改め、同項を同第1項にし、同様に「（4）のうち剩余金の処分による積立額（6）」又「（3）のうち剩余金の処分による積立額（5）」に「（10）」又「（9）」に改め、同項を同第4項にし、同様に「（任意取崩し等の場合（26）」又「（任意取崩し等の場合（25）」に改め、「又は平成30年旧措置法第61条の2第3項」に改め、「これらの規定」又「同項」に改め、同項や同様に「（32）のうち損金経理による金額（33）」又「（31）のうち損金経理による金額（32）」に「（43の計）」又「（42の計）」に改め、「同表「48」」又「同表「47」」に改め、同項に後段として次のようとに加える。

この場合において、第3号又は第4号の規定により同欄に記載することとなる金額があるときは、当該金額との合計額を同欄に記載すること。

別表十一(十一)の記載要領第八号を同第七項にし、同第九号中「（32）のうち剩余金の処分による金額（34）」又「（31）のうち剩余金の処分による金額（33）」に「（43の計）」又「（42の計）」に改め、「別表四「48」」又「別表四「47」」に改め、同項に後段として次のようとに加える。

この場合において、第3号又は第4号の規定により同欄に記載することとなる金額があるときは、当該金額との合計額を同欄に記載すること。

別表十一(十一)の記載要領第九号を同第八項とする。

別表十一(十四)の表中	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43の計」)	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42の計」)	に改め、同表の記載要領第11号中「同表「49」や「同表「48」に改め、 同第11号中「別表四「49」」や「別表四「48」に改め。				
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43の計」)								
同第11号中「別表四「49」」や「別表四「48」に改め。									
別表十一(八)を削り、別表十一(九)を別表十一(八)とする。									
別表十一(八)の記載要領中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例）」を廃す。									
別表十四(一)の表中	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表一「3」)	に改め。	に改め。	に改め。				
	に改め。								
別表十四(一)付表の表中	みなし寄附金額 1 円	公益法人特別限度額 3 円	((1)と(2)のうち少ない金額)	みなし寄附金額 1 円	公益法人特別限度額 2 円				
	公益目的事業実施必要額 (10)-(17) 2								
公益目的事業実施必要額の計算									
令和7年旧規則の規定による公益目的事業実施必									
要額の計算	3 円	((1)と(2)のうち少ない金額)	((1)と(2)のうち少ない金額)	3 円	((1)と(2)のうち少ない金額)				
	に改め。								
に改め、同表の記載要領第11号中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」や「旧公益認定法規則」に改め、同号を回第四号にし、回第11号中「当該事									
業年度が」の次に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第87号）による改正前の」や「第18条第1項」や「(次号(1)において「旧公益認定法規則」という。)第18条第1項」に改め、同号を回第11号にし、回第1号の次に次の1号を加える。									
2 「(4)」から「(42)」までの各欄は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において令第73条の2第1項の規定の適用を受ける場合には、記載しないこと。									
別表十四(一)付表を別表十四(一)付表1にし、同表の次に次の1表を加える。									

別表十四(二)付表二 公益目的事業実施必要額の計算に関する明細書

事 業 年 度	・	・	法 人 名		
当期の公益目的事業に係る経常費用の額	1	円	当期の公益目的事業に係る経常収益の額	8	円
同上のうち特定公益目的保有財産の償却費の額	2		公益充実資金の取崩額	9	
公益充実資金の当期積立額のうち公益充実資金当期積立基準額を超えない部分の金額 (19)	3		特定公益目的保有財産の処分収入合計額	10	
特定公益目的保有財産の取得支出合計額	4		特定公益目的保有財産以外の財産とした特定公益目的保有財産の額の合計額	11	
特定公益目的保有財産とした特定公益目的保有財産以外の財産の額の合計額	5		公益目的事業以外の事業(収益事業に限る。)から公益目的事業に繰り入れた当該公益目的事業以外の事業の収益の50%相当額	12	
過年度特例残存欠損額の合計額	6		公益目的事業以外の事業(収益事業を除く。)から公益目的事業に繰り入れた金額	13	
差 引 計 (1)-(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	7		計 (8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)	14	
公 益 目 的 事 業 実 施 必 要 額 (7)-(14) (マイナスの場合は0)				15	
公益充実資金当期積立基準額を超えない部分の金額の計算					
前期末における公益充実資金の額	当 期 積 立 額	円	公益充実資金当期積立基準額 (24の計)	円	当期積立額のうち公益充実資金当期積立基準額を超えない部分の金額 (17)と(18)のうち少ない金額)
16	17	円	18	円	19
公 益 充 実 活 動 等 ご と の 当 期 積 立 基 準 額 等 の 明 細					
公益充実活動等の内容	公益充実活動等の実施時期開始日	当期末における公益充実活動等の所要額	前期末における公益充実活動等の所要額	公益充実活動等所要額の当期積立未済相当額 (20)-(16) × $\frac{(21)}{(21\text{の計})}$ (マイナスの場合は0)	当該事業年度の月数 当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数
		20	21	22	23
		円	円	円	円
		・		—	
		・		—	
		・		—	
		・		—	
		・		—	
計					

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表十四（二）付表二 記載要領

- 1 この表は、公益社団法人又は公益財團法人が令和7年4月1日以後に開始する事業年度において令第73条の2第1項（公益社団法人又は公益財團法人の寄附金の損金算入限度額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2 「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄の記載に当たつては、次によること。

- (1) 当該事業年度が当該公益充実活動等(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第1項第1号(公益充実資金)に規定する公益充実活動等をいう。(2)において同じ。)の

同項第2号イに掲げる実施時期の開始日の前日の属する事業年度((2)において「最終積立年度」という。)である場合にあつては、「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$

(23) の欄は、「当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数」(23)として記載すること。

- (2) 当該事業年度が最終積立年度後の事業年度にある場合にあつては、「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄(当該公益充実活動等に係る部分に限る。)は、記載を要しない。

第十四条(記載要領中「が法」や「が所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号。以下この記載要領において「令和7年改正法」という。）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和7年旧法」という。）」)及び「同条第2項」や「、同条第2項又は令和7年改正法附則第17条第2項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和7年旧法第63条第2項」¹⁸⁰

別表十六に記載する「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」や「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」

旧 リ ース 期 間 定 額 法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	旧 リ ース 期 間 定 額 法 又 は 経 過 リ ース 期 間 定 額 法	旧リース期間定額法又は経過リース期間定額法を採用した事業年度
	取得価額又は製作価額		取得価額又は製作価額
	(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額		(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額
	差引取得価額 (12)-(13)		差引取得価額 (12)-(13)
	残価保証額		残価保証額
	償却額計算の基礎となる金額 (14)-(15)		償却額計算の基礎となる金額 (14)-(15)

1項中「により」や「若しくは経過リース期間定額法（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第121号）附則第7条第2項（減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）に規定する経過リース期間定額法をいう。以下この記載要領において同じ。）により」~~又は~~、~~又は~~「又はリース資産」や「又は当該リース資産若しくは経過リース資産」~~又は~~、~~又は~~同項第十号~~又は~~、同項六号を同第九号~~又は~~、同第五号を同第八号~~又は~~、同第四号中「を採用して」や「又は経過リース期間定額法を採用して」~~又は~~、~~又は~~同号を同第六号~~又は~~、同号の次に次の1項を記載すること。

7 「当期分の普通償却限度額
 $(10, (16) \text{又は} (19)) \times \frac{(25)}{(24)} \quad (26)$

(1) そのるべき償却の方法として旧国外リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「(16)又は(19)」を消すこと。

(2) そのるべき償却の方法として旧リース期間定額法又は経過リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「(10)」及び「又は(19)」を消すこと。この場合において、「残価保証額 (15)」の

「当期分の普通償却限度額
 金額が0であり、かつ、 $(10, (16) \text{又は} (19)) \times \frac{(25)}{(24)} \quad (26)$ 」の金額が、「取得価額又は製作価額 (12)」の欄の金額（第10号(1)の規定により同欄に外書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を加えた金額）から当該金額のうち当該事業年度前の事業年度において損金の額に算入された金額及び1円を控除した金額を超えることとなるときは、その超えることとなる部分の金額を控除した金額

を記載すること。

(3) そのるべき償却の方法としてリース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「(10)、(16)又は」を消すこと。この場合において、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に

「当期分の普通償却限度額
 係る契約が令和9年4月1日以後に締結されたものであり、かつ、 $(10, (16) \text{又は} (19)) \times \frac{(25)}{(24)} \quad (26)$ 」の金額が、「取得価額 (17)」の欄の金額（第10号(1)の規定により同欄に外書きすることとなる金額が

ある場合には、当該金額を加えた金額）から当該金額のうち当該事業年度前の事業年度において損金の額に算入された金額及び1円を控除した金額を超えることとなるときは、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載すること。

別表十六(四)の記載要領第11号の次に次の11号を加える。

- 4 「残価保証額 (15)」の欄は、そのるべき償却の方法として経過リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「0」と記載すること。
- 5 「残価保証額 (18)」の欄は、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引（令第48条の2第5項第5号（減価償却資産の償却の方法）に規定する所有権移転外リース取引をいう。第7号(3)において同じ。）に係る契約が令和9年4月1日以後に締結されたものにあつては、「0」と記載すること。

別表十六(六)の表中 租税特別措置法適用条項 や 旧租税特別措置法適用条項 に改め、同表の記載要領第1号中「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)

第8条の規定による改正前の租税特別措置法（第4号(1)において「令和7年旧措置法」という。）に改め、同第4号(1)中「租税特別措置法適用条項 (7)」や「旧租税特別措置法適用条項 (7)」及び「租税特別措置法」や「令和7年旧措置法」に改める。

別表十六(七)の記載要領第1号中「法人が」の次に「租税特別措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の」を改める。

別表十六(七)の記載要領第1号中「。以下この号において「平成30年改正令」という。」又は「又は平成30年改正令第1条の規定による改正前の法人税法施行令第139条の4（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（平成30年改正令附則第14条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

別表十六(一)(六)表中 非適格合併等対価額がある場合又は令第123条の10第16項各号に該当しない場合 非適格合併等対価額がない場合で令第123条の10第16項第1号に該当する場合 や 令第123条の10第16項に規定する非適格合併等以外の非適格合併等である場合 令第123条の10第16項に規定する非適格合併等で同項第1号に該当する場合

に改め、同表の記載要領第1号中「が法」の次に「第62条の8（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第2条の規定による改正前の法人税法」を削り、同表11号中「欄は」や「各欄は」に改め、同第五号を同第六号に改め、同第六号を同第七号に改め、同第七号の次に次の1号を削る。

- 4 令和7年4月1日前に行われた法第62条の8第1項に規定する非適格合併等にあつては、「令第123条の10第16項に規定する非適格合併等以外の非適格合併等である場合」及び「令第123条の10第16項に規定する非適格合併等で同項第1号に該当する場合」の各欄は、それぞれ「非適格合併等対価額がある場合又は令和7年旧令第123条の10第16項各号に該当しない場合」及び「非適格合併等対価額がない場合で令和7年旧令第123条の10第16項第1号に該当する場合」として、「21」から「26」まで及び「27」から「34」までの各欄の金額を記載すること。

別表十七(Ⅱ)の記載要領第11号を同第四号にし、同第11号の次に次の1号を加える。

3 「添付書類(15)」の欄は、内国法人の当該事業年度が令和7年4月1日以後に開始する事業年度である場合には、「株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書」を消すこと。

別表十七(Ⅱ)付表1の記載要領第五号中「第22条の11第48項第7号」や「第22条の11第48項第5号」に改め、同號に号中「内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度において、当該」を削除する。

別表十七(Ⅳ)の記載要領第11号中「を直接若しくは」や「(同条第1項第1号に規定する発行済株式等をいう。以下この号において同じ。)を直接若しくは」に改め、同號に号中「(昭和37年法律第144号)」を削除する。

別表十七(Ⅺ)(Ⅹ)の記載要領第11号中「、内部取引」の次に「(租税特別措置法第67条の16の2第1項(令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例)に規定する対象国内源泉所得に係るもの)を除く。以下この記載要領において同じ。」を加える。

別表十八(Ⅰ)の記載要領第1号(Ⅲ)中「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十八(Ⅰ)の記載要領第1号中「適用対象事業年度において同条」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)第13条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「令和6年旧措置法」という。)第42条の4(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)を削除、「同条第8項第3号イ」や「租税特別措置法第42条の4第8項第3号イ」に改め、「他の事業年度において同条」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4」を加える。

別表十八(Ⅲ)の表中

通 算 前 所 得 金 額
((別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)- (別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」- (別表十二(十三)「10」+「43の計」)-(別表 十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表 十二(十四)「12」))が0以上の場合のその0以上 の額)
通 算 前 欠 損 金 額
((別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)- (別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」- (別表十二(十三)「10」+「43の計」)-(別表 十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表 十二(十四)「12」))が0を下回る場合のその下回 る額)

た

通 算 前 所 得 金 額
((別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)- (別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」- (別表十二(十三)「9」+「42の計」)-(別表 十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表 十二(十四)「12」))が0以上の場合のその0以上 の額)
通 算 前 欠 損 金 額
((別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)- (別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」- (別表十二(十三)「9」+「42の計」)-(別表 十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表 十二(十四)「12」))が0を下回る場合のその下回 る額)

に改め、同表の記載要領第1号(Ⅲ)中「(4)に」を「(5)に」に改め、同号

(7)を同号(8)にし、同号(3)から(6)までを同号(4)から(7)までにし、同号(2)の次に次のとおりに加える。

(3) 租税特別措置法第59条の3第1項(特許権等の譲渡等による所得の課税の特例)

別表十八(Ⅲ)の記載要領第1号(Ⅲ)中「第59条」の次に「又は第59条の3第1項」を加える。

附
則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表六(二十六)の記載要領第四号②の改正規定(「認定工ネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定工ネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」)によるものとする。

に改める部分に限る。)は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律(令和七年法律第号)の施行の日から施行する。

改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和七年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第四十四号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

る。

〔分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得控額等相当額の控除及び〔法人税申告書別表六(五)の「8」+法人税申告書別表六(五)の「8」〕と〔法人税申告書別表六(五)の「4」+〔法人税申告書別表六(六)の「9」〕〕とのうち少ない金額〕

(8) として記載すること。この場合において、同欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 法人税法施行規則別表一の二「6」の欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を「法人税申告書別表一の二「4」+「5」」に含めて計算すること。

別表11の表中 法人税額の特別控除額
(法人税申告書別表一「3」) や 法人税額の特別控除額
(法人税申告書別表一「3」) - (法人税申告書別表六(六)「9の24」+「9の25」) は、地方法人税額
(6)×10.3% - ((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)+(法人税申告書別表十七(三の六)「1」)-(法人税申告書別表一「4」))と0のうち多い金額
(マイナスの場合は0)

を 地方法人税額
(6)×10.3% - ((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)+(法人税申告書別表十七(三の六)「1」)-(法人税申告書別表一「4」))と0のうち多い金額
(マイナスの場合は0) や 法人税額の特別控除額
(法人税申告書別表一の二「3」) や 法人税額の特別控除額
(法人税申告書別表一の二「3」) - (法人税申告書別表六(六)「9の24」+「9の25」) は、恒
(20)×
(3)

久的施設帰属地法人税額
10.3% - ((法人税申告書別表六(五の二)「5の
-20)と0のうち多い金額)
(マイナスの場合は0) や 恒久的施設帰属地法人税額
(20)×10.3% - ((法人税申告書別表六(五の二)「5の
③」)-(法人税申告書別表一の二「4」))と0のうち
多い金額
(マイナスの場合は0) は、回数の記載額は「4」から「7」まで
「4」から「7」まで

にあわ、回第11号を削り、回第四号を回第11号へし、回第五号から第七号までは1号ずつ繰り上げる。

別表11付表1の表中 法人税額の特別控除額
(法人税申告書別表一「3」) や 法人税額の特別控除額
(法人税申告書別表一「3」) - (法人税申告書別表六(六)「9の24」+「9の25」) は、地方法人税額
(3)×10.3% - ((法人税申告書別表六(五の二)「5の
③」)+(法人税申告書別表十七(三の六)「1」)-(3))
(マイナスの場合は0)

〔地 方 法 人 稅 申 告 書 別 表 六 (五 の 二) 「5」 「5」 領
 (3)×10.3% - ((法人税申告書別表十七(三の六)「1」) - (法
 ③) + (法人税申告書別表一「4」))と0のうち多い金額)
 人税申告書別表一「4」)と0のうち多い金額)
 (マイナスの場合は0)〕

号を同第三号とし、同第五号中「[13] から「[19] まで」を「[13] から「[19] まで」に改め、同号を同第四号とする。

附 則

1)の省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方法人税法施行規則別表一及び別表二付表一の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和七年四月一日以後に終了する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税に

ついて適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第四十五号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

財務大臣 加藤 勝信

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

一一一 措置法第四十四条の六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十八条口中「 第四十二条の十二の七第一項から第三項まで」を削り、同条第七十六条を同条第七十七条とし、同条第六十四号から第七十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十三号以降の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十一号）の中「法人税法」の下に「昭和四十一年法律第三十四号」を加え、同号を同条第六十四号とし、同条第六

一部を次のように改正する。

第二条第一号中「満たない場合」の下に「措置法第六十六条の十一の三第四項の規定の適用がある場合を除く。」を加え、「次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める金額以下」を削り、同号イからハまでを削り、同条第十三号中「又は第二項」を「から第四項まで、第六項又は第七項」に改

号の次に次の一号を加える。

四十一 措置法第五十九条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

別記様式の記載要領第四号の表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の項から給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項までを次のように改める。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和7年旧措置法」という。）第42条の12の4第1項（償却費）	00601	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（令和7年旧措置法第42条の12の4第1項）	00602	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
	第42条の12の4第1項（償却費）（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下この表において「経営強化法規則」という。）第16条第2項第1号）	00712	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の12の4第1項（経営強化法規則第16条第2項第1号））	00713	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
	第42条の12の4第1項（償却費）（経営強化法規則第16条第2項第2号）	00714	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の12の4第1項（経営強化法規則第16条第2項第2号））	00715	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
	第42条の12の4第1項（償却費）（経営強化法規則第16条第2項第3号）	00716	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の12の4第1項（経営強化法規則第16条第2項第3号））	00717	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
	第42条の12の4第1項（償却費）（経営強化法規則第16条第3項）	00718	特別償却限度額の欄の金額

	第52条の3 第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の12の4 第1項(経営強化法規則第16条第3項))	00719	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	令和7年旧措置法第42条の12の4 第2項	00603	法規別表六(二十三)「20」の欄の金額(当該金額に他の租税特別措置法の条項の欄に掲げる条項(以下この表において「適用条項」という。)に係る金額が含まれる場合には、法規別表六(二十三)「20」の欄の金額から、他の適用額相当額(同欄の金額に同表「15」の欄の金額のうちに占める当該他の適用条項に係る同欄の金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額をいう。)を控除した金額)
	第42条の12の4 第2項(経営強化法規則第16条第2項第1号)	00720	
	第42条の12の4 第2項(経営強化法規則第16条第2項第2号)	00721	
	第42条の12の4 第2項(経営強化法規則第16条第2項第3号)	00722	
	第42条の12の4 第2項(経営強化法規則第16条第3項)	00723	
	第42条の12の4 第3項	00604	法規別表六(二十三)「25」の欄の金額
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の5 第1項	00699	法規別表六(二十四)「39」の欄の金額
	第42条の12の5 第2項	00700	
	第42条の12の5 第3項	00701	
	第42条の12の5 第4項	00702	法規別表六(二十四)「44」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項
中「第42条の12の6 第1項」を「令和7年旧措置法第42条の12の6 第1項」に改め、同表認定特定高
度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の12の6 第2項」を「令
和7年旧措置法第42条の12の6 第2項」に改め、同表事業適応設備を取得した場合等の特別償却の項
中「事業適応設備」や「生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却（事業適応設備）」、「特別
償却」や「の特別償却」に「第42条の12の7 第1項」や「令和7年旧措置法第42条の12の7 第1項」
に「第42条の12の7 第2項」や「令和7年旧措置法第42条の12の7 第2項」に「第42条の12の7 第3
項」や「第42条の12の6 第1項」に改め、同表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除
の項中「事業適応設備」や「生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（事業適
応設備）」、「特別控除」を「特別控除」に「第42条の12の7 第4項」を「令和7年旧措置法第42条の

12の7第4項] ピ「第42条の12の7第5項」や「令和7年旧措置法第42条の12の7第5項」ピ「第42条の12の7第6項」や「第42条の12の6第2項」ピ「別表六(二十六)」[43]や「別表六(二十六)」[40]」、[「第42条の12の7第7項」や「第42条の12の6第3項」ピ「第42条の12の7第8項」や「第42条の12の6第4項」ピ「第42条の12の7第10項」や「第42条の12の6第6項」ピ「第42条の12の7第11項」や「第42条の12の6第7項」に改め、同表生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のものと並べる。

再資源化事業等高度化設備の特別償却	第44条の6第1項(償却費)	00724	特別償却限度額の欄の金額
	第44条の6第1項(償却費)	00725	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項を次のものに改め。

特定地域における産業振興機械等の割増 償却	第45条第3項の表の第1号	00670	特別償却限度額の欄の金額
	(償却費)		
第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第3項の表の第1号)	00671	法規別表十六(九)「8」の欄の金額	
第45条第3項の表の第2号 (償却費)	00573	特別償却限度額の欄の金額	
			(施行期日)
第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第3項の表の第2号)	00574	法規別表十六(九)「8」の欄の金額	
第45条第3項の表の第3号 (償却費)	00560	特別償却限度額の欄の金額	
第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第3項の表の第3号)	00561	法規別表十六(九)「8」の欄の金額	

別記様式の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項を削り、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中(当該金額が同表「110」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)や「から同表「111」の欄の金額を控除した金額)に沿む、同表対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の項の次に次のものに加へる。

特許権等の譲渡等による所得の課税の特例	第59条の3第1項	00726	法規別表十(五)「12」の欄の金額
---------------------	-----------	-------	-------------------

「別表十(五)」「22」や「別表十(六)」「22」に改め、同表特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「別表十(五)」「37」や「別表十(六)」「37」に改め、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「別表十(五)」「42」や「別表十(六)」「42」に改め、同表特定の長期所有土地等の所得の特別控除の項中「別表十(五)」「52」や「別表十(六)」「52」に改め、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「別表十(七)」「27」や「別表十(八)」「27」に改め、同表特定投資運用業者の役員に対する業績運動給与の損金算入の特例の項中「別表十(七)」「31の計」や「別表十(八)」「31の計」に改め、同表特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の項中「別表十(六)」「12」や「別表十(七)」「12」、「別表十(六)」「13」や「別表十(七)」「6」に改め、同表社会保険診療報酬の所得の計算の特例の項中「別表十(七)」「22」や「別表十(八)」「22」に改め、同表特定目的会社に係る課税の特例の項中「別表十(八)」「13」や「別表十(九)」「13」に改め、同表投資法人に係る課税の特例の項中「別表十(九)」「11」や「別表十(十)」「11」に改め、同表特定目的信託に係る受託法人の課税の特例の項中「別表十(十)」「16」や「別表十(十一)」「16」に改め、同表特定投資信託に係る受託法人の課税の特例の項中「別表十(十)」「33」や「別表十(十一)」「33」に改める。

第二条 (一)の省令が、公布の日から施行する。ただし、第二条第十一号を同条第十一号として、同号の次に1号を加える改正規定(同条第二十一号を同条第十一号とする部分を除く)及び別記様式の記載要領第四号の表生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第一條 別段の定めがあらわしを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」とこうべ)第一條の規定及び新規則別記様式による適用額明細書(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいい。以下同じ)は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)の令和七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第一号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)附則第三十九条に規定する経過事業年度(以下「I」)の項において「経過事業年度」とこうべ)を除く)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度(経過事業年度を含む)に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

3 新規則第二条第二十一号の規定及び新規則別記様式(記載要領第四号の表再資源化事業等高度化設備の特別償却の項に係る部分に限る)による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第四十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第十一條の規定に基づき、並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

財務大臣 加藤 勝信

（防衛特別法人税に関する省令の一部改正）

第一条 防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通算法人」又は「課税事業年度」を「通算子法人」、「通算法人」、「防衛特別法人税中間申告書」、「防衛特別法人税確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「更正」、「還付加算金」、「課税事業年度」又は「課税標準法人税額」に、「若しくは第八号又は第十一号」を「から第八号まで、第十四号から第十七号まで、第十九号若しくは第二十二号、第十一号又は第十三条第二項」に、「通算法人又は課税事業年度」を「通算子法人、通算法人、防衛特別法人税中間申告書、防衛特別法人税確定申告書、期限後申告書、修正申告書、更正、還付加算金、課税事業年度又は課税標準法人税額」に改める。

第二条に次の二項を加える。

2 法第二十一条第一項各号に掲げる事項を記載する防衛特別法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表四に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

第三条に次の二項を加える。

2 法第二十二条第一項各号に掲げる事項を記載する防衛特別法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三條第三項に規定する更正請求書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表三まで（更正請求書にあっては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第六条第一項中「防衛特別法人税に関する政令」の下に「（以下「令」という。）」を加える。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の二項を加える。

（申告書の書式の特例）

第八条 国税庁長官は、別表一から別表四までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

2 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第七十条の規定により同令別表一から別表二十一までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項又は第四条第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一から別表二十一までの各表の書式によることができる。

附則第二項中「届出」の下に「（以下「開始届出」という。）」を加え、同項に次の二項を加える。

ただし、この省令の施行の日前に法人税法施行規則第三十六条の四第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出を行っている内国法人は、開始届出を行うことを要しない。

附則の次に別表として次の七表を加える。

別表一 各課税事業年度の防衛特別法人税に係る申告書

年 月 日		税務署長殿 税務署処理欄
(ふりがな) 法人名		
法人番号		
(ふりがな) 代表者		
代表者住所		
(ふりがな) 国内源泉所得に係る事業等の責任者		
旧納税地及び 旧法人名等		

		申告書		中間申告の場合 の計算期間			
課税標準法人	基準法	法人税額		円	この申告による還付金額	外國税額の還付金額	円
		((法人税申告書別表一「4」+「5」+「7」)又は(法人税申告書別表一の二「4」+「5」+「24」+「25」))-(法人税申告書別表六(二)付表六「7の計」)+(法人税申告書別表六(六)「9の②」+「9の③」)		1		(29)	16
課税額	基税額の計算	課税留保金額に対する法人税額 (法人税申告書別表一「9」)		円	この申告による還付金額	中間納付額	円
		(500万円× $\frac{1}{12}$)又は(別表一付表「4」)		2		(14)-(13)	17
防衛特	防衛特	基礎控除額		この申告による確定防衛特別法人税額	計	外	円
		((3)-(1))又は(別表一付表「8」) (マイナスの場合は0)		3		(16)+(17)	18
税額	税額	基礎控除残額		この申告が修正申告前での確定防衛特別法人税額	還付金額	この申告が修正申告前での欠損金の繰戻しによる還付金額	円
		(23)+(25)		4		19	20
防衛特別法人税額				この申告により納付すべき防衛特別法人税額			円
(24)				(((15)-(19))若しくは((15)+(20)+(21)) 又は((20)-(18))+(21)-(18の外書)))			22
税額控除超過額相当額の加算額 (別表二付表二「7の計」)				防衛特別法人税額に係る課税標準法人税額 (1)-(3) (マイナスの場合は0)			23
課税留保金額に係る防衛特別法人税額 (26)				同上の4%相当額			24
防衛特別法人税額計 (6)+(7)+(8)				課税留保金額に対する法人税額に係る課税標準法人税額 (2)-(4) (マイナスの場合は0)			25
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に 係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ((法人税申告書別表六(五の二)「8」+法人税申告 書別表十七(三の六)「4」-地方法人税申告書別表 一「8」と(9)のうち少ない金額)				同上の4%相当額			26
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除 防衛特別法人税額				外國税額の控除額の計算			27
外國税額の控除額 (((9)-(10)-(11))と(27)のうち少ない金額)又 は(別表二「27」)				控除した金額			28
差引防衛特別法人税額 (9)-(10)-(11)-(12)				控除しきれなかつた金額			29
中間申告分の防衛特別法人税額				残余財産の最後の分配又は引渡しの日			年 月 日
差引確定防衛特別法人税額 (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は (17)へ記入) (13)-(14)				還付を受けようとする銀行又は郵便局名			

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表一 記載要領

- 1 この表は、法第10条各号に掲げる法人が確定申告（法第25条第1項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。以下同じ。）若しくは仮決算による中間申告（法第22条第1項の規定による申告書の提出をいう。以下同じ。）又はこれらの申告に係る修正申告（修正申告書の提出をいう。以下同じ。）をする場合に記載すること。
- 2 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「課税事業年度分の防衛特別法人税 申告書」の空欄は、確定申告をする場合には「確定」と、仮決算による中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載すること。なお、期限後申告（期限後申告書の提出をいう。）をする場合には、その旨を併せて記載すること。

- 4 「法 人 税 額
((法人税申告書別表一「4」+「5」+「7」)又は(法人税申告書別表一の二「4」+「5」+「24」+「25」))-(
税申告書別表一の二「4」+「5」+「24」+「25」)-(1) の欄の記載に当たっては、次によること。
(法人税申告書別表六(二)付表六「7の計」)+(法人税申告書別表六(六)「9の④」+「9の⑥」)
」
- (1) 法人税法施行規則別表一「10」又は別表一の二「6」若しくは「26」の各欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。
- (2) 当該課税事業年度において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の14第1項又は第4項（同法第42条の12の6第6項及び第7項に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合には、当該規定により法人税の額に加算される金額の合計額を「法人税申告書別表一「4」+「5」+「7」」から控除して計算すること。

- 5 「基 础 控 除 額 基 础 控 除 残 額
(500万円× $\frac{1}{12}$)又は(別表一付表「4」)(3) 及び ((3)-(1))又は(別表一付表「8」)(4) の各欄は、当該法人が通算法人である場合（当該課税事業年度が当該法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度である場合に限る。）には「(500万円× $\frac{1}{12}$)又は」及び「((3)-(1))又は」を消し、その他の場合には「又は(別表一付表「4」)」及び「又は(別表一付表「8」)」を消すこと。

- 6 「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額
((法人税申告書別表六(五の二)「8」+法人税申告書別表一「10」)の欄は、外国法人が法第17条第2項の規定の適用を受ける場合には、
((法人税申告書別表六(五の二)「8」+法人税申告書別表一「8」)と
十七(三の六)「4」-地方法人税申告書別表一「8」)と
(9)のうち少ない金額)
」
- 「分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 控 除 額
((法人税申告書別表六(五の二)「8」-地方法人税申告書別表一「8」と(((法人税申告書別表一の二「4」+「5」)+(法人税申告書別表六(六)「9の④」+「9の⑥」))× $\frac{(5)}{(1)}$ ×4%)のうち少ない金額)

- (10) として記載すること。この場合において、同欄の記載に当たっては、次によること。
」
- (1) 法人税法施行規則別表一の二「6」の欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を「法人税申告書別表一の二「4」+「5」」に含めて計算すること。
- (2) 「((法人税申告書別表一の二「4」+「5」)+(法人税申告書別表六(六)「9の④」+「9の⑥」))× $\frac{(5)}{(1)}$ 」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算すること。
- 7 「計 (16)+(17) (18)」の欄の外書には、法人税法第80条第9項又は第144条の13第12項の還付請求書を提出する場合に、同法第80条第1項又は第144条の13第1項各号若しくは第2項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の法第33条第1項に規定する確定防衛特別法人税額のうち、法人税法第80条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）又は第144条の13第1項（同条第9項から第11項までにおいて準用する場合を含む。）若しくは第2項（同条第10項又は第11項において準用する場合を含む。）の規定による請求により還付を受けようとする法人税の額に係る金額を記載すること。なお、修正申告をする場合において、当該金額が減少するときはその減少後の金額を記載し、既に法第33条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは当該還付加算金の額のうち当該減少後の金額に係る金額を含めて記載すること。
- 8 「欠損金の繰戻しによる還付金額 (20)」の欄は、法第33条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載すること。

別表一付表 通算法人の基礎控除額及び基礎控除残額の計算に関する
明細書

課 税 事 業 年 度	・	・	法 人 名
加 算 前 基 準 法 人 税 額 (別表一「1」)	1	基 準 法 人 税 加 算 額 (別表一「2」)	5
他の通算法人の加算前基準法人税額の合計額 (別表三「4の計」) - (1)	2	他の通算法人の基準法人税加算額の合計額 (別表三「5の計」) - (5)	6
計 (1) + (2)	3	計 (5) + (6)	7
基 础 控 除 額 $500\text{万円} \times \frac{1}{12} \times \frac{(1)}{(3)}$	4	基 础 控 除 残 額 $(500\text{万円} \times \frac{1}{12} - (3)) \times \frac{(5)}{(7)}$ (マイナスの場合は0)	8

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表一付表 記載要領

1 この表は、通算法人が確定申告若しくは仮決算による中間申告又はこれらの申告に係る修正申告をする場合（当該課税事業年度が当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度である場合に限る。）に記載すること。

2 「基礎控除額」

$$500\text{万円} \times \frac{1}{12} \times \frac{(1)}{(3)}$$
 (4) 及び 「基礎控除残額」

$$(500\text{万円} \times \frac{1}{12} - (3)) \times \frac{(5)}{(7)}$$
 (8) の各欄の分子の空欄には、当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度の月数を記載すること。
 (マイナスの場合は0)」

3 通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。）には、「基礎控除額」

$$500\text{万円} \times \frac{1}{12} \times \frac{(1)}{(3)}$$
 (4) 及び

「基礎控除残額」

$$(500\text{万円} \times \frac{1}{12} - (3)) \times \frac{(5)}{(7)}$$
 (8) の各欄には、法第25条第1項の規定による申告書に記載された別表一付表「1」、「3」、「5」及び「7」の金額により計算した金額を記載すること。この場合にお
 (マイナスの場合は0)」

いて、既に法第13条第7項の通算課税事業年度について次に掲げる場合のいずれかに該当して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条

第2項に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「加算前基準法人税額」

$$(別表一「1」) \times (1)$$
、「計」

$$(1)+(2) \times (3)$$
、「基準法人税加算額」

$$(別表一「2」) \times (5)$$
 及び「計」

$$(5)+(6) \times (7)$$
 の金額として計算される金額により、当該各

欄の金額を計算すること。

(1) 「計」

$$(1)+(2) \times (3)$$
 及び「計」

$$(5)+(6) \times (7)$$
 の金額の合計額が500万円（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度が1年に満たない場合には、500万円を12で除し、これに当該通算親法人の課税事
 業年度の月数を乗じて計算した金額）以下である場合

(2) 法人税法第64条の5第6項の規定の適用がある場合

別表二 外国税額の控除に関する明細書

課税事業年度	:	:	法人名
内 国 法 人 の 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 算			
当期の控除対象外国法人税額 (法人税申告書別表六(二)「1」)	1	円	防衛特別法人税控除限度額の計算
法人税の控除限度額 (法人税申告書別表六(二)「17」)	2		当期の所得金額 (法人税申告書別表六(二)「9」)
地方法人税控除限度額 (地方法人税申告書別表二「10」)	3		当期の調整国外所得金額 (法人税申告書別表六(二)「16」)
差引控除対象外国法人税額 (1)-(2)-(3)	4		防衛特別法人税控除限度額 $(8) \times \frac{(10)}{(9)}$ (通常法人の場合は別表二付表一「12」)
防衛法人税額 (法人税申告書別表一「2」)	5		法第16条第1項により控除できる金額 ((4)と(11)のうち少ない金額)
特別法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一「3」)-(法人税申告書別表六(六)「9の②」+「9の③」)	6		(12)又は当初申告税額控除額
人税額の課税標準法人税額 ((5)-(6)-(別表一「3」))又は((5)-(6))× 別表一「5」	7		法第16条第8項により控除できる金額 (別表二付表二「6の計」)
の計算 防衛特別法人税額 (7)×4%-(((法人税申告書別表六(五の二) 5の③))+((法人税申告書別表十七(三の六) 1)-(法人税申告書別表一「4」)-(地方法人 税申告書別表二「6」×10.3%))と0のうち多 い金額) (マイナスの場合は0)	8	円	外 国 税 額 の 控 除 額 (13)+(14)
外 国 法 人 の 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 算			
当期の控除対象外国法人税額 (法人税申告書別表六(二)「1」)	16	円	防衛特別法人税控除限度額の計算
法人税の控除限度額 (法人税申告書別表六(二)「11」)	17		当期の恒久的施設帰属所得金額 (法人税申告書別表六(二)「7」)
地方法人税控除限度額 (地方法人税申告書別表二「24」)	18		当期の調整国外所得金額 (法人税申告書別表六(二)「10」)
差引控除対象外国法人税額 (16)-(17)-(18)	19		防衛特別法人税控除限度額 $(23) \times \frac{(25)}{(24)}$
防衛法人税額 (法人税申告書別表一の二「2」)	20		外 国 税 額 の 控 除 額 ((19)と(26)のうち少ない金額)
特別法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一の二「3」)-(法人 税申告書別表六(六)「9の②」+「9の ③」)	21		
人税額の課税標準法人税額 ((20)-(21))× 別表一「5」	22		
の計算 恒久的施設帰属防衛特別法人税額 (22)×4%-(((法人税申告書別表六(五の二) 5の③))-((法人税申告書別表一の二「4」)- (地方法人税申告書別表二「20」×10.3%))と 0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	23		

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表二 記載要領

1 「内国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、内国法人が法第16条（第2項を除く。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2 「(5)」から「(8)」までの各欄は、当該内国法人が通算法人である場合には、記載しないこと。

3 「課 税 標 準 法 人 稅 額」

$$\frac{((5)-(6)-(別表一「3」)) \text{又は} ((5)-(6)) \times \frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」} + \text{「2」}}}{(7)} \text{の欄の記載に当たっては、次によること。}$$

(1) (2)に規定する加算された金額がある場合以外の場合には、「又は $((5)-(6)) \times \frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」} + \text{「2」}}$ 」を消すこと。この場合において、「(5)-(6)-(別表一「3」)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

(2) 当該課税事業年度の法第10条第1号に定める基準法人税額のうちに令第3条第1項（令附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する税額加算規定により加算された金額がある場合には、「(5)-(6)-(別表一「3」)」又は「」を消すこと。この場合において、「 $((5)-(6)) \times \frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」} + \text{「2」}}$ 」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

4 「(12)又は当初申告税額控除額 (13)」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) (2)に規定する場合 ((3)に規定するときを含む。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を消すこと。

(2) 通算法人の適用課税事業年度（法第16条第5項に規定する適用課税事業年度をいう。（3）において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合 ((3)に規定するときを除く。)には、「(12)又は」を消すこと。

(3) 既に通算法人の適用課税事業年度について法第16条第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用課税事業年度につき同条第5項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき別表二「13」の金額として計算される金額を記載すること。

5 「外国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、外国法人が法第16条第2項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

6 「課 税 標 準 法 人 稅 額」

$$\frac{(20)-(21)}{(20)-(21)} \times \frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」}} \quad (22) \text{の記載に当たっては、「} \frac{(20)-(21)}{(20)-(21)} \times \frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」}} \text{」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。}$$

別表二付表一 通算法人の防衛特別法人税控除限度額の計算に関する
明細書

			課税 事業 年度	:	:	法 人 名	
防 衛 特 別 法	法 人 税 額 (法人税申告書別表一「2」)	1	円	調 整 國 外 所 得 金 額 (法人税申告書別表六(二)付表五「30」)	7	円	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (法人税申告書別表一「3」) - (法人税申告 書別表六(六)「9の②」+「9の⑥」)	2			調 整 前 控 除 限 度 額 (5) × (7) (6)	8		
人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 ((1) - (2) - (別表一付表「4」)) 又は (((1) - (2)) × $\frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」} + \text{「2」}}$)	3	(8) の 金 額	調整前控除限度額が0を下回る場合のそ の下回る額の合計額 (別表三「8の計」)	9		
	防 衛 特 別 法 人 税 額 (3) × 4% - ((法人税申告書別表六(五の二) 「5の③」) + (法人税申告書別表十七(三の六) 「1」) - (法人税申告書別表一「4」) - (地方法 人税申告書別表二付表一「3」×10.3%))と0 のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	4	が 0 を 超 え	調整前控除限度額のうち0を超えるもの の合計額 (別表三「9の計」)	10		
	防 衛 特 別 法 人 税 額 の 合 計 額 (別表三「6の計」)	5	る 場 合	控 除 限 度 調 整 額 (9) × (8) (10)	11		
	所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控 除した金額 (法人税申告書別表六(二)付表五「14」)	6		防 衛 特 別 法 人 税 控 除 限 度 額 (8) - (11) (マイナスの場合は0)	12		

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表二付表一 記載要領

1 この表は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第16条（第2項を除く。以下この号において同じ。）の規定の

適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2 「課 稅 標 準 法 人 稅 額
 $((1)-(2)-(別表一付表「4」))$ 又は $((1)-(2)) \times \frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」} + \text{「2」}}$ 」⁽³⁾ の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) (2)に規定する加算された金額がある場合以外の場合には、「又は $((1)-(2)) \times \frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」} + \text{「2」}}$ 」を消すこと。この場合において、「(1)-(2)-(別表一付表「4」)」の金額に1,000円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てこと。

(2) 当該課税事業年度の法第10条第1号に定める基準法人税額のうちに令第3条第5項第1号（令附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する税額加算規定により加

算された金額がある場合には、「(1)-(2)-(別表一付表「4」)」又は「」を消すこと。この場合において、「 $((1)-(2)) \times \frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」} + \text{「2」}}$ 」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てこと。

3 「(9)」から「(11)」までの各欄は、 $\frac{(5) \times (7)}{(6)}$ 「(8)」の欄の金額が0を超える場合にのみ記載すること。

別表二付表二 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表二「13」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表二「12」)	(2)につき法第16条第9項により対象前各課税事業年度の防衛特別法人税額に加算した金額	(2)につき法第16条第8項により対象前各課税事業年度の防衛特別法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2)+(3)-(4)	法人名	(5)>(1)の場合	(1)>(5)の場合
						調査後過去税額控除額 (2)+(3)-(4)	税額控除不足額相当額 (((5)-(1))又は当初申告税額控除不足額相当額)	税額控除超過額相当額 (((1)-(5))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7	
⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮
⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮
⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮
⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮
⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮
⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮	⋮⋮
計								

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表二付表二 記載要領

1 この表は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第16条第8項又は第9項（これらの規定を同条第13項及び第14項において準用する場合を含む。次

号(1)において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2 「税額控除不足額相当額 ((5)-(1)) 又は当初申告税額控除不足額相当額 (6)」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 通算法人の対象課税事業年度（法第16条第8項に規定する対象課税事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同条第10項の規定の適用を受ける場合 ((2)に規定する既に修正申

告等があった場合を除く。)には、「((5)-(1)) 又は」を消すこと。

(2) 既に通算法人の対象課税事業年度について法第16条第11項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象課税事業年度につき同条第10項の規定を受け

るとき ((3)及び次号において「既に修正申告等があった場合」という。)は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの (次号(2)に

おいて「直近修正申告書等」という。)に基づき別表二付表二「6」の金額として計算される金額を記載すること。

(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消すこと。

3 「税額控除超過額相当額 ((1)-(5)) 又は当初申告税額控除超過額相当額 (7)」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 通算法人の対象課税事業年度について法第16条第10項の規定の適用を受ける場合 (既に修正申告等があった場合を除く。)には、「((1)-(5)) 又は」を消すこと。

(2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表二付表二「7」の金額として計算される金額を記載すること。

(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消すこと。

別表三 各通算法人の加算前基準法人税額等に関する明細書

法 人 名 1	通 算 親 法 人		課 税 事 業 年 度	：	：	法 人 名		
							計	
納 稅 地 2								
課 稅 事 業 年 度 3	
加 算 前 基 準 法 人 税 額 (別表一付表「1」) 4		円	円	円	円	円	円	円
基 準 法 人 税 加 算 額 (別表一付表「5」) 5								
防 衛 特 別 法 人 税 額 (別表二付表一「4」) 6								
調 整 前 控 除 限 度 額 (別表二付表一「8」) 7								
(7) が 0 を下回る場合のその下回る額 8								
(7) のうち 0 を超える金額 9								

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表三 記載要領

- 1 この表は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第13条第3項第2号又は第16条（同条第4項の規定の適用がある場合に限る。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。
- 2 当該通算法人（通算子法人に限る。）が仮決算による中間申告又は確定申告をする場合において、当該通算法人に係る通算親法人が提出する次に掲げる申告書にこの表（当該通算親法人及び他の通算法人に係る各欄の記載があるものに限る。）が添付されているときは、当該申告書の区分に応じそれぞれ次に定める申告書には、この表の添付を要しない。
- (1) 法第22条第1項各号に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書（当該仮決算による中間申告に係る同条第4項第1号に規定する期間の末日に終了する当該通算親法人の同条第1項第1号に規定する期間に係るものに限る。）当該仮決算による中間申告に係る防衛特別法人税中間申告書
- (2) 法第25条第1項の規定による申告書（当該課税事業年度終了の日に終了する当該通算親法人の課税事業年度に係るものに限る。）当該確定申告に係る同項の規定による申告書

別表四 法第二十一条第一項の規定による予定申告書

納 税 地	
法 人 名	
法 人 番 号	
(ふりがな) 代 表 者	
代表者住所	
(ふりがな) 国内源泉所得に係る 事業等の責任者	

年 月 日			前課税事業年度	自 至 年 年 月 月 日
			修正・更正・ 決定の年月日	年 月 日
			前課税事業年度の防衛特別法人税額	円
			同上のうち 税額控除超過額相当額 の加算額等	
			差引防衛特別法人税額	
			月 数 换 算 同上の税額× 前課税事業年度の月数	
			納付すべき防衛特別法人税額	円
ここで ある 申告 場合 修正 申告	この申告前 の税額			
	この申告に より増加す る税額			

税務署長殿

年 月 日 課税事業年度分
年 月 月 日 予 定 申 告 書

円

(用紙の大きさは、縦9.3センチメートル、横21センチメートル)

別表四 記載要領

- 1 この表は、普通法人（法人税法第2条第9号に規定する普通法人をいう。）が中間申告（法第21条第1項の規定による申告書の提出をいう。以下この号において同じ。）又は中間申告に係る修正申告をする場合に記載すること。
- 2 「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該課税事業年度開始の日から法第21条第1項に規定する6月経過日（次号において「6月経過日」という。）の前日までの期間の月数を記載すること。
- 3 「修正・更正・決定の年月日」の欄は、6月経過日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定（国税通則法第25条の規定による決定をいう。）の通知のあった日を記載すること。
- 4 「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のうち2以上の場合に該当する場合には、当該2以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額）を記載すること。
 - (1) 前課税事業年度に法第16条第9項の規定の適用がある場合 前課税事業年度の別表二付表二「7の計」の金額
 - (2) 前課税事業年度の基準法人税額（法第10条に規定する基準法人税額をいう。以下この号において同じ。）に租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合 前課税事業年度の法人税法施行規則別表六(九)付表「32」及び「37」、別表六(十)付表「29」及び「34」並びに別表六(十二)付表二「19」及び「24」の金額に100分の4を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額
 - (3) 前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の14第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第17条の4の2第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額に100分の4を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額
 - (4) 前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の14第4項の規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額に100分の4を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額
 - (5) 前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項若しくは第63条第1項の規定又は令附則第2条第1項に規定する旧賃借資産税額加算規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額に100分の4を乗じて計算した金額に前課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額

（法人税法施行規則の一部改正）

第一十条 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条に後段として次のように加える。

この場合において、別表十九及び別表十九の二の各表の書式に地方法人税法施行規則（平成11六年財務省令第111号）別表三及び防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第111号）別表四の各表の書式に連じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記するものに限り、国税庁長官は、併せて当該別表十九及び別表十九の二の各表の用紙の大さやを日本産業規格（産業標準化法（昭和14年法律第百八十五号）第10条第1項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。）A列四番とすることができる。

別表11(1)の表中

法人税額及び地方法人税額の合計額
 (((別表一「4」+「5」+「7」-「12」-「37」)-別表六(五の二)「5の③」と0のいずれか多い金額)+((地方法人税申告書別表一「4」+「5」-「9」-「25」と0のいずれか多い金額)-((別表六(五の二)「5の③」-(別表一「4」+「5」+「7」))と0のいずれか多い金額)
 (マイナスの場合は0)

「法人税額及び地方法人税額の合計額
 (((別表一「4」+「5」+「7」-「12」-「37」)-別表六(五の二)「5の③」と0のいずれか多い金額)+((地方法人税申告書別表一「4」+「5」-「9」-「25」と0のいずれか多い金額)-((別表六(五の二)「5の③」-(別表一「4」+「5」+「7」))と0のいずれか多い金額)
 (マイナスの場合は0)

法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額の合計額
 (((別表一「4」+「5」+「7」-「12」-「37」)-別表六(五の二)「5の③」と0のいずれか多い金額)+((地方法人税申告書別表一「4」+「5」-「9」-「25」)-(別表六(五の二)「5の③」-(別表一「4」+「5」+「7」))と0のいずれか多い金額)+((防衛特別法人税申告書別表一「6」+「7」-「11」-「27」と0のいずれか多い金額)-((別表六(五の二)「5の③」-(別表一「4」+「5」+「7」)-(地方法人税申告書別表一「4」+「5」))と0のいずれか多い金額)
 (マイナスの場合は0)

に該当する。同表の記載要領第四号中

「「法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額の合計額

((別表一「4」+「5」+「7」-「12」-「37」)-別表六(五の二)「5の③」と0のいずれか多い金額)+((地方法人税申告書別表一「4」+「5」-「9」-「25」)-(別表六(五の二)「5の③」-(別表一「4」+「5」+「7」))と0のいずれか多い金額)+((防衛特別法人税申告書別表一「6」+「7」-「11」-「27」)と0のいずれか多い金額)-((別表六(五の二)「5の③」-(別表一「4」+「5」+「7」)-(地方法人税申告書別表一「4」+「5」))と0のいずれか多い金額)
 (マイナスの場合は0)

(12) に該当する。

]]

に該当する。

別表四の表中

損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)

損金経理をした法人税、地方法人税及び防衛特別法人税(附帯税を除く。)

別表五(1)の表中

未納法人税及び未納地方法人税
(附帯税を除く。)未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税
(附帯税を除く。)

に該当する。

別表五(2)の表中

法人税及び地方法人税	防衛特別法人税
法人税及び地方法人税	防衛特別法人税

に該当する。同表の記載要領第一号中「法人税及び地方法人税」や「法人税、地方法人税及び防衛特別法人税」及び「」、「」、「」、「の額」や「及び防衛特

別法人税((3)及び(5)に掲げるものを除く。)の額」に該当する。同表の「法第38条第1項第2号(法人税額等の損金不算入)に掲げる」や「国税通則法第35条第2項(申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべき金額のうち同法第19条第4項第2号ハ(修正申告)又は第28条第2項第3号ハ(更正又は決定の手続)に掲げる金額(以下この号において「繰戻還付加算金減少納付額」という。)に相当する」に該当する。同表の「法第38条第1項第5号に掲げる」や「繰戻還付加算金減少納付額に相当する」に該当する。同表の「」に該当する。

(5) 繰戻還付加算金減少納付額に相当する防衛特別法人税

別表六(1)の表中

法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)

法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31の②」)
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35の②」)

に該当する。

別表六(2)の表や次のものに該当する。

別表六(三) 外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名		
当期の控除余裕額又は控除限度超過額の計算					
控除対象外国人税額 (別表六(二)「21」)	1	円	控除限度超過額 税 (1) - (7)	8	円
地方法人税 (地方法人税申告書別表二「10」又は「24」)	2	円	道府県民税 (((1)+(2)+(3)+(4)-(7))と(4)のうち少ない金額)	9	円
防衛特別法人税 (防衛特別法人税申告書別表二「11」又は「26」)	3	円	市町村民税 (((6)-(7))と(5)のうち少ない金額)	10	円
道府県民税 ((1)×1%)又は(別表六(三)付表一「28」の④)	4	円	計 (8)+(9)+(10)	11	円
市町村民税 ((1)×6%)又は(別表六(三)付表一「28」の⑤)	5	円	控除限度超過額 (7)-(6)	12	円
等 計 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	6	円			
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額に関する明細					
事業年度	区分	控除余裕額		控除限度超過額	
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④
：	国税 13	円	円	円	外 円
：	道府県民税 14				
：	市町村民税 15				
：	国税 16			円	外 円
：	道府県民税 17				
：	市町村民税 18				
：	国税 19				外
：	道府県民税 20				
：	市町村民税 21				
：	国税 22				外
：	道府県民税 23				
：	市町村民税 24				
：	国税 25				外
：	道府県民税 26				
：	市町村民税 27				
：	国税 28				外
：	道府県民税 29				
：	市町村民税 30				
合計	国税 31				外
	道府県民税 32				
	市町村民税 33				
	計 (31)+(32) +(33)	34			
当期分	国税 35	(8)		(12)	外 [別表六(二) 「20」-(34の外)]
	道府県民税 36	(9)			
	市町村民税 37	(10)			
	計 (35)+(36) +(37)	38	(34の⑤)		(34の②)

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表六(三)の記載要領第11号中「道府県民税((1)×1%)又は(別表六(三)付表一「28の④」)税(3)」「道府県民税((1)×1%)又は(別表六(三)付表一「28の④」)税(4)」に改め、同様に市町村((1)×6%)又は(別表六(三)付表一「28の⑤」)税(4)」「市町村((1)×6%)又は(別表六(三)付表一「28の⑤」)税(5)」に改め、同様に市町村中「(12)から(33)まで」や「(13)から(34)まで」に改める。

民税(4)」「市町村((1)×6%)又は(別表六(三)付表一「28の⑤」)税(5)」に改め、同様に市町村中「(12)から(33)まで」や「(13)から(34)まで」に改める。

別表六(三)の表中	法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	を	法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31の②」)
	法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)		法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35の②」)

別表十七(三)の記載要領第1号中「特別措置法」や「復興財確法」に改め、「特例等」の次に「又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第

69号。第3号において「防衛財確法」という。)第43条第1項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」に改め、同様に市町村中「特別措置法第33条第1項」や「復興財確法第33条第1項又は防衛財確法第43条第1項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成11年財務省令第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式の記載要領第五号中「の規定」や「又は防衛特別法人税に関する省令（令和7年財務省令第31号）第8条第2項の規定」及び「同項」や「これらの規定」に改める。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。